

令和 7 年

第 3 回 忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

令和 7 年 9 月 4 日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和7年9月4日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議員
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
(各課課長同席)			

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立をしております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

（「午前10時00分」再開）

議長（前川 和也議長）

まず、本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第3回忠岡町議会定例会議事日程2日目についてご報告申し上げます。

日程第1、一般質問。

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

河瀬成利議員の発言を許します。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

どうもおはようございます。呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しをいただき質問させていただきます。

まず1つ目ですが、マイナンバーカードの活用について質問いたします。6月議会でもマイナンバーカードについて質問させていただきました。その際ですね、時間がなくて申し訳なかったんですけども、マイナンバーカードの交付率の向上に向けた取組の部分、特にマイナ救急の取組についてきっちりとした質問できなかったのも、この辺りは非常に大事なところなので、前回と重複する点もあると思いますが、再度取り上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

それから、質問1と2に分けてあったんですが、ちょっと関連することでもありますので、一括で質問させていただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

議長（前川 和也議長）

はい、お願いします。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。

それでは質問に入ります。マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことで、消防庁では緊急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組であります。マイナ救急の全国展開を進めていることで、本町消防本部においても、本年10月から開始予定ということですが、現在の取組内容、準備状況等ですね、お答え願えたらお願いします。

そしてまた、マイナ救急は、マイナ保険証、マイナンバーカードを活用されることから、今、マイナンバーカードの交付率向上に向けて、本町はどのような取組をされているのか、お答え願えますか。よろしくお願いします。

消防（岸田 健二消防長）

議長。

議長（前川 和也議長）

岸田消防長。

消防本部（岸田 健二消防長）

まず、マイナ救急の内容でございますが、専用のタブレットとカードリーダーを使用し、傷病者が過去に受診した病院や処方されたお薬などの医療情報を救急隊が閲覧させていただくシステムでございます。マイナ救急に使用するシステムで、救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所などの券面上の情報と、あと受診歴や薬剤情報などの医療情報のみとなっております。

取組としましては、消防本部では今月の中旬にマイナ救急の資機材が全てそろい、全救急隊員へ取扱いの説明を行い、10月1日の開始に向け万全を期し、準備しているところでございます。また、住民皆様へは、ホームページや広報紙により周知させていく予定でございます。

以上でございます。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

2つ目のご質問についてでございますが、まず事前にご依頼いただいておりますマイナンバーカードの交付状況についてご答弁させていただきます。

本町におけるカードの交付状況については、令和7年8月10日現在の交付枚数は1万3,964枚となっており、交付率は85.6%となっております。

6月議会でのご質問においてご答弁させていただいた5月末現在の交付枚数と比較しますと、約2か月で287枚、3.1%の増となっております。

本町では、町民の皆様のマイナンバーカード取得における利便性の向上を図るため、昨年11月15日より、申請時来庁方式を開始いたしました。これは、従来の郵送やスマートフォンなどにおいて申請を行い、交付時に来庁していただく方式に加えて、住民人権課窓口で申請手続を完結できる新たな取組でございます。

申請時来庁方式とは、住民人権課窓口において、マイナンバーカードの申請を受け付け、顔写真撮影もその場で無料で行います。申請後、完成したマイナンバーカードは、ご自宅に簡易書留、または本人限定郵便で郵送いたします。この方式は、特に写真撮影に不慣れな方や、ご高齢の方にとって大きな利点になると考えております。

マイナンバーカードの交付率の向上は、デジタル社会の基盤を築く上で不可欠であります。今後も、広報紙、ホームページを通じてカード作成についての周知に努めてまいります。引き続き町民の皆様に寄り添った取組を推進し、安心して申請していただける環境を整え、交付率の向上を図ってまいります。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ご答弁ありがとうございます。消防の方につきましては、実施に向け、しっかりした準備をしていただき、そして実施後ですね、改善点等があれば、適切な見直しもお願いいたします。

それから、実施にするに当たって住民への周知、啓発が非常に大事ですので、十分な周知、啓発の取組をぜひお願いいたします。そして今回、新たな交付方式も開催されていますが、デジタル化の推進やマイナ救急についても、まずはマイナンバーカードの交付率の向上が不可欠でありますので、引き続き交付率の向上に向けて、役場全体で進めていただきたいと思います。

これらのことから、マイナンバーカード、マイナ保険証を積極的に推進し、携行率の向上やマイナンバーカードを活用したサービスの向上に取り組んでいただきたいのですが、町長は議員時代からマイナンバーカード関係の議案やマイナ保険証などの取組については、かなり反対されていたように思いますが、今でもマイナンバーカード、マイナ保険証などについては反対の立場なのか、また積極的な取組はなされないのか、町長、お答えいただけますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

是枝町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えさせていただきます。議員時代のときのことをおっしゃられておるのですが、そのカードそのものを反対しているようにちょっととらえられていると思うんですが、私はマイナンバーカードの取得を希望される方がお持ちになるということは良いと思います。反対するものではございません。

しかし、昨年、国や厚生労働省が医療保険証を廃止して、マイナ保険証一本にしてマイナンバーカードを強制的に国民に取得をさせようとしたことがありました。マイナンバーカードの取得は法律では任意と、強制ではありません、任意となっておりますので、国がカードの取得を強制してはならないというところで、そういった強制することには反対ということでありましたが、マイナンバーカードの取得を希望される方がお持ちになることに反対はしておりません。

以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今、答弁で反対していないということを聞いてちょっと安心したんですけども、町長は議員時代ですね、マイナンバーカードとかマイナ保険証とか、何か以前の意見書ですね、これ平成27年9月10日とかの意見書をちょっと拝見したんですけども、結構反対しているような文言が見出されたんですけども、マイナンバー関連、それに伴う条例改正などの議案も結構反対されていました。

そして、今後マイナンバーカードの活用や命を守るマイナ保険証ですね。これ、救急車に乗って、何かスイッチ入れて、そこに差し込めば全部、薬の内容とかお薬手帳とか要らない状況で救急隊が即座に病院へ連れて行って、いろいろ治療できると、こういうふうになってますので、やはり反対というよりも、首長となった以上、このマイナ保険証というのは命を守る保険証なので、その辺のところをよく理解していただきたいと思います。もう一度答弁お願いできますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

救急車の中でそういう緊急時にマイナ保険証等で情報が得られるということは、人命救助に非常に有効だというふうに、それは考えておりますので、それを反対しているというわけではございません。持っていらっしゃる方については活用されるということで人命救助の立場からは必要なことだとは考えております。

マイナンバーカードの取得が強制してはいけないというところの法は、法律上は任意ですので、それを国が強制するということについて反対したというふうなことはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

任意ということですね、強制ではないということで、その辺はよく分かるんですけども、やはり命を守るということで、交付率の向上に向けて町長も協力して行っていただきたいと思います。

そうしたら次の質問に入ります。昨日の一般質問で北村議員や森野議員とかなり重複し、同じ質問になると思うんですけども、それだけ忠岡町にとっては大事な質問になってきますので、何度も同じことを質問させていただきますが、よろしくお願いします。

2 つ目は、公民連携によるごみ処理事業の現状についてお示し願えますか。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

はい、小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

昨日の答弁と重複いたしますが、お答えいたします。

本事業につきましては、令和5年2月に事業者と締結した仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定に基づき、本町と事業者の役割分担のもと現在進められております。

令和6年4月からは、忠岡町し尿処理施設解体撤去事業、中継施設整備事業、中継施設運営事業及び忠岡町一般廃棄物外部委託処理事業に係る実施協定に基づき、民間処理施設での可燃ごみの処理が開始されております。

また、現在は令和6年10月に締結しました新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における設計環境アセスメント手続及び許認可取得に係る実施協定に基づき、事業者におい

ては新施設の設計及び環境影響評価等、本町におきましては、土壤汚染状況調査をそれぞれ実施しております。環境影響評価につきましては、間もなく事業者から大阪府へ方法書が提出されるという状況でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。担当部長の答弁から、公民連携事業の現状、そして今後は環境影響評価アセスですね。土壤汚染状況調査も進めていくことも分かりました。公民連携事業は協定に基づき進んでいるものと思われま。

一方ですね、町長は広域化を公約に挙げられて就任されましたがですね、続いて2番の質問になりますが、就任後、公約である広域化に向け、具体的にどういう指示を職員に出したのか、また町長自身はどういう行動を起こしたのかなど、広域化に向けた具体的な取組内容を教えていただきたい。まずは事務方のほうから答弁いただけますか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

小倉次長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

広域化につきましては、具体的には岸和田市貝塚市清掃施設組合への参入、もしくは事務委託の方向で検討を行う旨の町長意向を受けまして、6月3日に事務方レベルで相手方組合意向等のヒアリングを実施いたしました。

相手方におかれましては、協定締結時の岸和田市域・貝塚市域のごみ以外は受け入れないといった地元地域との協定等があることから、本町のごみの受け入れはできないといった回答でございました。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。事務方の説明では本町のごみの受け入れはできないとのことでしたが、町長はその後、岸和田市長を訪問されてますが、その際、昨日も同じような質問してましたが、どのような説明、どのように依頼されたのか、またその結果をどうだったのか、お答え願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

先日、岸和田市長のところにも訪問をいたしまして、まだきっちりとした資料とか、かっちりとしたそういったものを持っていったの正式なというね。表立ったという、そういった内容ではございませんでしたが、忠岡町のこの公民連携事業の概略をご説明させていただいて、そして忠岡町としては、私は選挙の公約として公民連携事業の中止を訴えて当選したということで、その方向でも進めていきたいということで、その際にはごみの処理をどうするのかというところ、これがセットになっているので、そこを確立しなければ中止ができないということだという、そういった経過を、町長選挙後のそういう経過を説明させていただきました。

そして、岸和田の市長が岸貝クリーンセンターの管理者でございますので、そういったところで意向をお聞きに上がりましたというところでの調査というところでのお話をさせていただいたところでございます。市長のほうは、まだ正式な、きちっとしたお返事ということではなく、地元との協定などの問題がありますねというところでのお答えでございましたので、最終的なはっきりとしたお返事を頂いたわけではございません。

経過は以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

今の町長のお答えからでは、岸和田市との広域というのは可能性はちょっとあるというふうに感じたところであります。ところが、職員の事務方レベルではちょっと無理と、できないというふうに感じ取ったんですけども、岸貝、今相談されてるということで、岸貝がもし無理だったらですね、次は泉北環境なんではないでしょうか。今から再度泉北環境への広域のお願いするのも、過去にこちらからお断りしていると私聞いております。経緯からも道義的にもあり得ないというふうに思うんですけども、町長、その辺どういうふうなお考えか、お示してください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

岸貝クリーンセンターのほうで、今、忠岡町が乗り越えなければいけない課題があるということですので、そこをどう考えるか、検討するかというところはまだこれからでございますので、その後のというところにつきましてはまだでございます。

泉北環境のほうは、前町長が断られたというところですので、なかなか敷居が高くなっているとは思いますが、そこはその次にいうところであれば、順序的にはそうなるかと、近いところだと、そこがなかなかということであれば、近隣だけではなく周辺の一部事務組合のほうにというふうに、全ていろいろと引き受けていただけたところに交渉をしていくというふうに考えるのが普通ではないかと思います。

まだ具体的には、岸貝の後どうなのかというところについては、まだ担当とも検討もまだしておりませんので、今後、近隣の一部事務組合以外にも周辺というところも視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

どうぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

町長、公約で特に公民連携、ごみ処理事業ですね、この中止、撤回を目指していると。私、ちょっと感じるんですけど、今の職員の答弁と町長の答弁ですね。職員の方々は右向いて進んでいるのに、町長は左向いて真逆に進んでいってるような気がするんですね。そして、他の公約でも、国保や介護保険等の公約でも職員はできませんと言ってるのに、職員と考えますという答弁とか。私はいつも言ってるんですけども、前も言ったと思うんですけど、町長も議員時代であれば、議員時代、結構何でもかんでも反対、反対、政策に代替案も示さず反対していたように思われるんですけども、やはり町長となって首長となった限りはですね、やはり忠岡町全体のことを考えて行政を行っていただきたいと。

そして、何かするに対しても、この案よりもこの代替案のほうがいいので、私はこちらを推進しますというふうな形のものをやはり出してもらわないと、ただただ、まあ言った環境アセス、環境に悪いとか、どんなにガスが出るのかとか、いろいろそういうふうなことで反対ばかりしていらっしゃるんですけども、やはりこれは我々否決じゃなく可決してこの事業ちゅうのは進んでおりますので、やはり首長となった限りはそっちの方向を、右やったら右を向いて、職員と同じになって行政を執り行っていただきたいというふうに思うんですけども、その辺のところ、もう一度お願いできますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員、これは③に関する質問ですかね。③にも移行してるんですか。

1 番（河瀬 成利議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

はい。では、町長お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

貴重なご意見ありがとうございます。昨日の北村議員、森野議員へのお答えと同じになりますが、この公民連携のごみ処理事業について、住民の方の中でもやはり納得していないという方が多くおられたということが選挙結果に出たのではないかと私も考えております。ですので、様々なそういったお声もあるということで、そちらの公民連携事業の中止に向けて努力をしていくということは当然のことであるというふうに考えております。

職員の方にはいろいろとご苦勞はおかけすると思えますけれども、住民の皆さんが納得できるような、そういった議論をしていくために、広域処理の可能性もきちっと追求して、そしてごみ処理の方法も確立をしていくということで努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

町長も、選挙のときは公約を持ち上げて、これを進んでいくようにしなければ、これは公約がうそになっちゃいますんでね、やはりそういうふうな気持ちも分からんでもないですけども、やはりこれは忠岡町って、このごみ処理というのはかなり重要な事業ですんで、やっぱりこう、ただただ反対するんじゃなく、ただただ広域化を目指すんじゃなくですね、我々はこの事業はええ事業だと思って、そもそも高いごみ処理金額を払ってたやつを、幾らかでも安くして財政を豊かにしようということで、我々は賛成しましたので、その辺のところをよく考えていただいて、行政のほうよろしく願いしたいと思います。

続きまして、3つ目の質問に入ります。就学前教育・保育並びに中学校との連携についてであります。

質問1、こども園につきましては、幼稚園児の減少、保育所への入所希望者の増加など、多様化する教育・保育ニーズへの対応や、施設の老朽化などの対応から、安心して子育てができるまちづくりに向けて、こども園化に取組、平成31年4月に民間活力の導入により、忠岡幼稚園と忠岡保育園を一本化したと。公私連携型認定子ども園のピープル忠岡チャイルドスクールが開園され、令和5年4月から東忠岡幼稚園と東忠岡保育園を一本

化したと。東忠岡こども園が開園したところですが、私は将来の忠岡を担う子どもの育成と子育て支援、充実ということから、非常に楽しみに、また期待している事業でもあります。

令和３年６月議会で就学前教育・保育について一般質問しましたが、開園３年目ですかね、となるんですけども、東忠岡こども園が当初の予定どおりに進んでいるのか、また成果が出ているのかなど、現在の状況についてお答えください。

あわせて、人口減少の中、当初の予定以上に子どもの数が減少していると思いますが、今後の町全体での園児数の推移、見込み等についてお答え願えますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのとおり、公立のこども園としまして令和５年４月から東忠岡こども園が開園し３年目を迎えたところでございます。

こども園ということで幼稚園と保育所を一体化した施設であることから、当初は職員間でも戸惑いや困り事などがあったということは聞き及んでおりますが、３年目ということで、一定落ち着いてきたものと認識しております。

先生方におかれましては、幼児教育の充実に向けて日々奮闘されております。しかしながら、当初の想定以上に正規職員の早期退職が多くあったことや、職員募集をしても応募が少なかったことなどにより、正規職員が足り苦しい状況が続いており、現場の職員には負担をおかけしているところでございます。

そのような状況を少しでも改善できるようにと、昨年度からサポートスタッフを雇用したところでございます。サポートスタッフとは、日々の保育業務の中で保育教諭の資格がなくてもできる業務、例えば給食の配膳、布団敷き、おもちゃの消毒などの業務を手助けする人材で、サポートスタッフを雇用することで、少しでも現場職員の負担軽減を図っているところでございます。

今申し上げたとおり、職員数は充実していない状況ではありますが、そのような状況においても、各年度当初、４月１日時点では待機児童は発生しておりません。しかしながら、年度途中での園児数の増加への対応は非常に厳しい状況であり、年度途中においては待機児童が数人発生しているのが現状であり、職員の充実が喫緊の課題でございます。

また、議員お示しのとおり、近年の人口減少により子どもの人数も減少しており、令和５年４月時点での０歳から５歳の人口は６５１人でしたが、令和７年４月時点では６０７人となり、４４人減少しております。

しかしながら、東忠岡こども園の入園児数は同じく、令和５年４月時点で２２１人、令

和7年4月時点で226人と逆に増加しております。これは、0歳児から2歳児の入園児童数が66人から71人と増加していることが要因であり、共働き世帯の増加によることが要因であると考えております。

このような実情からも今後も人口減少は続いていくものと考えられますが、こども園のニーズとしては引き続き一定程度継続していくものと考えております。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。今、答弁がありましたけれども、再質で3点ほど確認したいのですが、まず1点目、職員体制ですが、予想以上の退職者ということで、今後正規採用の採用についてはどのように考えているのか。

2点目、答弁にはありませんでしたが、新たに設備された子育て支援センターについてはどのような状況か。

3点目、園児数ですが、子どもは数は減っていく傾向にあるのに、入園児数、入園児童数は同じぐらいから増加しているとのことですが、これは0歳から2歳園児ですね、が増えたと思います。ニーズに変化があったということですが、この場合、例えば5歳児の部屋と0歳児の部屋はかなりちょっと違うと思うんですけども、その辺のところですね、部屋の数や職員数は問題ないのか、お答え願えますか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

1点目の正規職員につきましては、引き続き採用に向け人事当局と調整を図ってまいります。

2点目の子育て支援センターひだまりにつきましては、令和5年10月から開園したところでございます。子育て中の保護者や子どもたちにほっとする居場所のよい場所として利用していただけるよう、家庭的な雰囲気づくりをしてお待ちしておりますので、お気軽にお越しいただけたらと思います。

毎月の広報紙にも掲載しておりますが、センターでは日々様々なイベントを開催しており、保護者と子どもたちの楽しそうな声が聞こえております。本町では、公立のひだまりのほか、民間の子育て支援センターが2カ所ございますので、定期的に3つのセンターが合同しての催しも開催しており、年々利用者は増加している状況でございます。

3点目は、議員お示しのとおり、5歳児と0歳児の部屋では当然ながら仕様が大きく異なっております。5歳児の部屋では最大30人までの園児と一緒に活動できるような広さを確保しておりますが、0歳児クラスは6人プラス6人の12人が定員となっており、部屋の中には匍匐室、調理室などを設置する必要があります。

しかしながら、子ども園全体の定員としましては258人となっており、現時点では若干ではございますが、余裕はある状況ですので、部屋数や職員配置上、問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。ちょっと時間がまた足りないような感じになってきましたので、一番肝心の3番目の質問なんですけれども、こちらですね、本町のこども園と小・中学校と連携についてですが、この質問については、以前同じような質問をさせていただきましたが、こども園の担当部局が教育委員会から福祉部局に変わったということで、縦割りではなく連携されているのかということと、やっぱり園児期から義務教育修了までを考えたときですね。中学校卒業時、義務教育修了時に未来を開く心豊かな子ども、忠岡っ子を育てていくと、この将来の目指すべき姿を共有いただき、きっちり生きる力を身につけてもらうということを考えますと、子ども園から中学校までがこの同じ目標に向かってそれぞれ発達段階、年齢に応じた教育や生活習慣等を身につけていただくと。15年間でですね。0歳から15歳まで学びの連続性、一貫性が非常に大切であるということから、改めて現状の取組についてお聞きしたいのですが、具体的にどのような連携、取組をされているのか。また、今後どのような取組が必要なのか。福祉部局、教育委員会、それぞれお答え願いたいと思います。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

こども園と小・中学校との教育連携の具体的な取組につきましては、これまでも実施しておりますが、1つの具体的な例としまして、小学校の音楽朝礼の際、年長児がお邪魔をし、お兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に楽しんでおります。

また、これは職員間での交流とはなりますが、小・中学校3校の先生たちがこども園の見学に来たり、逆にこども園の先生が小・中学校に見学に行ったりといった交流を本年度

から実施しており、様々な情報交換、情報共有を行っております。

また、津波に対応した避難訓練につきましては、これまで別々に行っていましたが、こども園と小学校が合同で実施する予定となっております。今後も、こども園と小・中学校との連携教育につきまして、積極的に進めてまいりたいと考えております。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

本町こども園と小・中学校の連携につきましては、忠岡町立こども園小・中学校教育研究協議会において、人権道德部会、保育事業部会、生活指導部会の3部会において、毎年研究テーマを設け、教職員による取組と交流を行っております。

また、小学校につきましては、就学前の年長児を学校に招待し、低学年児童との交流等も行っております。引き続き連携を図ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

ご答弁ありがとうございます。この15年間、0歳児から15歳までということで、いろいろやっぱり縦割り行政じゃなく、教育委員会も福祉部局もやはり連携を取っていただいて、すばらしい忠岡っ子を育成を願っておりますので、どうかその辺のところよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。さきの6月議会でも副町長退任に伴う選任について質問いたしたんですけども、答弁では副町長の存在を前提に組織機構の見直しを行っており、副町長が不在となると幹部職員の精神的な負担が増えることや、また、組織の要がなくなることによって部署間の連携が希薄になり、情報共有や協力体制に少なからず影響が出るという可能性があるかと答弁されておりました。

副町長が退任され、2か月が過ぎましたが、副町長の不在により、これまでにどのような影響があったのか、まず、公室長より答弁お願いできますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

副町長の存在は、違った視点や大阪府で養われた経験に基づくアドバイスをさせていただいたことで、その存在はメンタル的な部分では大きな安心感となっておりました。現在、不在となっておりますが、私も精神的な負担は増大しております。他の幹部職員も同じように負担感は増大しているものと考えております。

また、副町長は災害対策本部の副本部長や内部組織の委員長なども兼ねておりましたので、その業務を幹部職員が兼ねるということになりますので、業務の負担も増えているというところが実態でございます。

また、部署間の連携や情報共有についても、副町長という調整役が不在となっておりますので、目に見えて大きな問題とはなっておりませんが、細かいところでは影響が出ているものと考えております。

以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

公室長の今の答弁では、精神的な負担増ですね。さらに、新たな業務の負担も増えているということでもありますので、副町長の不在は組織の疲弊、弱体化につながる重要な問題であると思います。辞められて2か月が過ぎましたが、町長は副町長の選任について具体的にどのような行動をされたのか、現在の状況をお聞かせ願えますか。

前回の答弁では、大阪府の要請も含めて考えていくと答弁されていました。大阪府に要請されたんでしょうか。また、いつごろ選任されるのか、町長、答弁お願いできますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

副町長不在ということで、幹部職員には苦勞をかけておるところでございます。この間の取組としましては、大阪府のほうには要請はしておりません。人選についていろいろ見当をつけているところでございます。年度内には就任できるようにと努力してまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

大阪府に要請してもですね、副町長は大阪府から帰ってこいと言われたんで、なかなかそれは難しいというふうに思われるんですよね。私、ここでちょっと、町長に1つ聞きたいんですけど、町長は就任されてまだ3か月なんですけども、以前は議員として三十数年、この忠岡町の行政に関わってこられて、そして見る限りでは、町長、職員とコミュニケーションというんですかね。そういうの、何かうまいことやってないんじゃないかなというふうに感じてるんですけど、やはり職員とコミュニケーションを取っていただいて、職員の悩みとか、そして職員がこういうふうにやりたいとかいうのをよく理解して調整というのを行ってもらわないと、ちょっと困るんですよね。

町長も議員時代、長いことやっていられたと思うんですけども、職員をやっぱり理解してあげると。やはり職員の声を聞くと。我々こう思ってるからこうなんですよというふうなところをやはり話をしてですね、そういうふうに町政を持っていていただきたいというふうに思うんですけども、その辺のところ、ちょっとお答え願えませんか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

貴重なご意見ありがとうございます。また職員ともコミュニケーションを取って町政、進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

議員時代からの町長選挙に公約を幾つか挙げられていらっしゃると。そこが一番のネックになってるというふうに思うんですよね。やはり公約を挙げた限りはその公約を達成しなければいけないという議員時代からのそういう思いと。やはり首長となってですね。ちょっと気づかれてると思うんですけども、なかなかできないことはやっぱりできないというふうに早く伝えてあげないと。やはりその町長の公約を聞き、そして理解して町長に投票したという住民さんもたくさんいらっしゃるというふうに思いますんでね。やはりこの、ずるずるずるずる職員と相談しますとか、何々しますとか、やる予定ですかじゃなく、やはりこのごみ処理問題とか、先ほども言いましたけど、国民健康保険の問題とか介護保険の問題。できないものはできないと。この公約は中止しますというふうに言ってあ

げないと、住民も戸惑うし職員も戸惑いますんで。やはり職員は右向いてるのに町長は左向いてるとか、こういうのはもう絶対に忠岡町にとって大変マイナスになると思いますので、その辺のところですね。このまま４年間何もせずにずっと行くつもりなのか、これは分かりませんが、その辺のところ、どういうふうな考え方を持って今後町政を進めていくつもりですか。お答え願えますか。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員、もう既に３回目になっておりましたので、最後、質問調ではなくて、意見を言うような感じで終えていただけたらと思います。

１番（河瀬 成利議員）

議長、すみません、４回してしまいましたので、その辺のところ切にお願いしたいと思っていますんで、よろしくお願いします。これで質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、河瀬議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に高迫照子議員の発言を許します。

６番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

６番（高迫 照子議員）

６番、日本共産党の高迫照子です。質問通告に従い、これより一般質問を行います。

巨大産業廃棄物焼却炉、２２０トンの誘致計画が今進められていて、町民のごみは１日２０トン、そこへあちこちから毎日１８０トンの産業廃棄物が集められてくるわけです。

焼却量が１０倍になれば排ガスも１０倍になりますから、環境が今より悪化するの明らかです。特にぜんそくを持っている方、アレルギー体質の方、子どもや高齢者、体の弱い方は環境汚染を一番心配しています。私は住民の方から様々な意見を聞きました。その一部を聞いてください。

産業廃棄物を燃やすことに対して、ある人は、大気汚染がとても心配です。子々孫々までも海辺の小さな町を住みやすくしていきたい。

また、ある人は、何よりも心配なことは、ダイオキシンの拡散です。地球を汚し、人々の健康を害することに反対で、特にこれから生きる子どもたちのために環境をよくしてほしい。

ある人は、僕は化学工場で働いてきたが、我々は１０年後、２０年後にＰＦＡＳもアスベストも被害が出るだろうなと思っていた。ＰＦＡＳは今になって問題になっている。化

学物質は後追いで出てくるから非常に怖いんです。ダイオキシンなども後追いだから、証明されるまでには10年から15年はかかるだろう。だから怖いんです。

また、ある人は、第1は環境汚染、次は交通の問題で、全国から産廃が運ばれてきて、地域のイメージダウンになるのではないかと。

また、ある人は、最近他市から引っ越してきて、ここで子育てをしようと思ってるのに、産廃焼却炉ができるのは嫌です。

また、ある人は、産廃炉でどんなものを燃やすか分からない。化学物質だから何が起こるか分からない。ダイオキシンを含む問題もヨーロッパに比べて20年も規制が遅れています。

また、ある人は、焼却によるCO₂の増加、わざわざ焼却場を人口密集地に増やす必要があるのか。今の環境を守っていくには減らしていくべきではないのか。

また、ある人は、こんな小さな町に産廃の焼却炉が要りますか。町民への問い合わせもなしに、どんどん進められていくのが納得できません。

また、ある人は、忠岡に引っ越してきたとき、海のほうから、污水处理場から臭いがしてきた。秋から冬になれば西風が吹き臭かった。産廃焼却炉から出る排ガスは目に見えないし臭いもない。だから怖いのです。

また、ある人は、大気汚染が一番心配だけど、私たちの知らない間に話がどんどん進んでいて、業者との強い関係はないのでしょうか。

などなど不安の声がたくさんあります。住民の暮らしの環境を守る町の立場から、町長、いかがお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えいたします。今、議員申された住民の方々の心配の声ということは、しっかり受け止めております。ごみ処理の公民連携事業計画は、環境への影響が心配されますことから、中止に向けて、住民のごみ処理方法を確立するために広域処理に向けての取組を進めてまいりたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。広域化は、前の前の町長のときから既に決まっていて、その

方向で進んでいると思っていましたが、途中でこちらから断ったとも聞いています。広域化は、前の町長も選挙公約であったのに、突然、産廃業者と公民連携で事業を進めることを打ち出してきました。だから、ぜひ原点の広域化に立ち戻っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。「こども誰でも通園制度」です。

こども家庭庁は、こども未来戦略方針の中で、地域子ども子育て支援事業として2026年4月から「こども誰でも通園制度」を本格実施させます。

これは、親の収入にかかわらず、全ての子どもの育ちを応援するものです。保育所などに通っていない、生後6か月から2歳までの子どもを対象にするもので、1か月当面10時間までの利用枠が決められています。子どもが保育を受けることは、憲法で保障された国民の権利です。在宅で子育てをする保護者の孤立した子育てを応援し、集団の中で保育できることは一定意義があることです。2歳以下の全ての子どもたち、誰でもが生活や遊びに参加する機会が開かれたわけですから、大きな期待が寄せられています。これがこの制度のいいところだと思います。

さて、本町でこの制度をどのように進められていくのかということで、昨日、北村議員の答弁でありました。一時預かりと並行して行い、月曜日から金曜まで、週2、3回、1日当たり3人程度で、対象は90人ほどあるということでした。

ちょっと聞けてない部分を教えてください。職員の体制、それから事前面談を丁寧にするのか。利用の仕方は定期利用か自由利用か。予約はスマートフォンのアプリですか、電話でできるのか。担当部長、お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先日もお答えさせていただきましたが、今回、「誰でも通園制度」につきましては、当分の間、ひだまりで実施することというふうに考えておりますので、まずは定期利用を想定して行ってまいりたいというふうに考えております。

予約につきましても、本町においては電話での対応を想定して考えております。

また、本制度は本町にとって初めての試みということでございますので、申請後には必ず事前面談を実施する予定と考えております。その際、保護者の状況や子どもとの関係性など十分に聞き取りをした上で支援を開始したいというふうに考えております。

6番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

丁寧な接し方、ありがとうございました。されるということで、ありがとうございました。

次に、聞く予定の特別な支援のところも、きのうの答弁で、特別支援の必要な子、障害のある子は本園のほうで扱っているのも、誰でも通園制度ではないということでした。本町の場合、現在一時預かりをしているひだまりでされるとのことです。誰でも通園制度は通常保育の子らとは別室でされるということで、これは非常にベターと思います。

しかし、誰でも通園制度の子どもは初めての施設で、初めての大人に預けられて、初めての子どもたちの中に入ることがどれほどストレスを与えることになるのか。しかも細切れの預かりですから心配するところでもあります。

また、保育士の処遇改善や配置基準など、もっと改善しなければならない課題がある中でこれを実施するわけですから、施設も受け入れる準備や体制、大変大きな負担になるのではないかと思います。

忠岡の場合、予約は電話とのことで安心しましたが、この制度は実は簡単に、利用直前でも全国どこでもアプリで予約できる便利な反面、子どものための制度と言いながら、親の都合で子どもが2時間枠で振り回されることがないのかと心配なことでもあります。

そして普通、保育所などに預かる場合は、スムーズに慣れるために1週間から2週間、ならし保育というものがありました。子どもは少しずつ親から離れて慣れていくものです。しかし、この制度は月10時間を上限に1時間単位でも2時間単位でも預けられますから、泣いて終わる子もいるでしょう。来るたびに泣きっ放しということもあり得ます。安定した関わりが必要な発達段階の子どもを集団の中で育てたいという保護者の思いに何とか応えて、その時期の成長にふさわしい経験を得てほしいと思います。

しかし、保育関係者からは、この制度には3歳未満の子どもに必要な周囲の大人による丁寧な支えと関わりの視点が非常に少なく問題であるという声も上がっております。生後6か月から2歳までの年齢は事故も多いので、安全の確保が大きな課題だと思います。保育施設などにおける死亡事故は、0歳児で46%、1歳児では31%、入園から30日目までに34%と、預け始めが非常に多くなっています。保育所を増やさなくてもできるのかと危惧するところですが、子どもの安全が一番大事だと思います。本町での安全体制はとれるのでしょうか。担当部長、お願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

先ほども答弁させていただきましたが、まずは事前面談を実施して、子どもの状況であったり保護者の状況であったり、そういったものをきっちりと聞き取りをした上で支援を開始したいと考えております。

先ほど議員からもありましたが、当然急にそういった場所に連れてこられた子どもは非常に、多分泣き叫んで終わると。普通の保育所でも最初はそういうようなお子さんが多いので、当然ながら急に1時間、2時間、わけの分からん場所に預けられてということもあります。そういった場合は親子通園というものも制度上はございます。そういった部分も、状況に応じてではございますが、検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、保育士の現状でございますが、ひだまりにおいて実施する予定でございますので、昨日も申し上げたとおり、一時預かり事業としては週当たり1名程度となっておりますので、それを考えたところ、今回の誰でも通園制度を実施したとしましても十分対応ができるものと考えておりますので、安心して預けていただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。それから、一時預かりと誰でも通園制度がどう違うのかというのは、昨日、北村議員の答弁のところでありました。一時預かりは親の必要性から、誰でも通園制度は子どもの育ちの応援ということで回答がありました。こども家庭庁は確かに一時預かり事業は親のための制度で、子ども誰でも通園制度は子どものための制度という説明をしています。子ども誰でも通園制度は保護者のために預かるというサービスではないと強調していますが、利用時間とか対象となる子ども、費用などは違っても一時預かり制度ととても似通っていると思います。実際はほぼ同じではないでしょうかと思いますが、担当部長、どうでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

これはあくまでも私の私見ではございますが、今ご指摘のとおり、一時預かり事業と誰でも通園制度、確かに事業の目的としては保護者の都合であったりとか子どものためという部分で違いはあるとは思いますが、内容的には私も同じような内容であるかなというふうには考えております。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。専門家などの意見は一時預かりと誰でも通園制度の一体化が
いいのではないかという声も出ています。

では、もう一つ、今忠岡町で行われてます一時預かりの実態、これについて担当部長、
よろしくお願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

一時預かり事業につきましては、昨年度の実績ではございますが、ひだまりと民間のピープル忠岡チャイルドスクールにおいて実施しておりますが、ひだまりにおいては11名が利用されて、年間で言いますと延べ48名の利用となっております。ピープル忠岡チャイルドスクールにおいては4名で年間で延べ14名の利用というのが実績でございます。

以上でございます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。一時預かり事業は今担当部長がおっしゃったようにひだまりでされてて、ひだまりとピープルということです。

日常生活の中で突発的な事情や社会参加などによって一時的に家庭での保育が困難になった場合や保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、安心して子育てができる環境を整備されていると思います。高い専門性と柔軟な対応が求められることからベテラン保育士を配置する必要があると思います。医療的ケアの子どももこれからニーズが高まってくるかもしれません。そのときは看護師の配置が必要になるなど、障がい児の受け入れと同様、人的配置などの対応が現在はやや追いついていないというのが全国的に現状です。

では、次の質問です。通常保育の部屋と違う部屋で誰でも通園制度が実施されるんですけど、毎日違う園児が入れ替わり立ち替わり来るとなると、多少、少人数でもそういうふ

うになると、通常保育に影響は及ぼさないのか。担当部長よろしくお願いします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

東忠岡こども園においては、本園と子育て支援センターひだまりが別棟になっておりますので、本園で通常保育をしておりますので、今ご心配されてるような本園での影響はないというふうに考えております。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

ありがとうございました。子ども誰でも通園制度を始めて、ニーズがあって、ニーズが増えていくかも、これは分かりません。増えていった場合は保育士の働き方の改善も起こってくるでしょう。

日本では保育士1人が見る人数というのは、0歳児は3人、1歳児は6人、2歳児も6人、3歳以上は15人。外国では保育士1人が担当する子どもの数はもっと少ないです。4、5歳児の配置基準が76年ぶりに改善されて、保育士1人が30人見ていたのが25人と改善され、前進しました。子どもたちの成長と発達を保證できる安心・安全な環境が何より求められます。

誰でも通園制度や児童手当などの子育て施策に関する財源は、支援をより充実させ、制度を維持させていくため、全世代が加入している公的医療保険の上乗せ分から徴収する支援金制度で賄います。それで、医療保険の上乗せ分の徴収が、誰でも通園が始まるのと同じく来年4月から始まります。私の保険料からも、皆さんの保険料からも、つまり国民保険、社会保険、後期高齢者保険からも、上乗せしてお金を集める仕組みです。

それもだんだんと上げられていきます。子育て支援に関する公費負担を軽減して、その分を国民負担にする仕組みはいかがなものか。

国は、子育てのための財源は税金から国の責任で行うべきであり、制度の違う保険料に上乗せすることは私は認められないという立場で、この発言は終わります。

次に、女子トイレに生理用品の設置をというところに移ります。今まで「女子トイレに生理用品の設置を」は、議会で数人の議員さん方が取り上げてこられました。今回は私もそのことで発言します。

大阪大学の教授らが、万博のトイレ9か所に生理用品の専用ボックスを置いて無償提供

する記事が、6月13日の新聞に掲載されました。大阪大学では、全キャンパスの女子トイレや多目的トイレに生理用品が置かれているそうで、学生からのアンケートには、生理のつらさを共感してもらえるような温かい気持ちになったと、設置に好意的な声が大半だそうです。大阪大学の杉田教授は、生理用品がなかったため、服についてしまい、学校に行きたくないなども実際には起きています。全ての女性の尊厳を守る意味でも、女子トイレに設置することが重要だと指摘しています。

外国の話になりますが、スコットランドでは、学校や自治体などに生理用品の無償提供を義務づける法律が、世界で初めて施行されたそうです。日本でも生理に対する社会の支援が広がりつつあるところだと思います。生理用品を国や自治体の負担で学校や庁舎などに設置する動きは広がってきています。

2021年4月の文科省の事務連絡でも、生理用品の無償化をめぐり、貧困のみならず、急な生理にも対応できるように提供方法や配置場所の工夫、児童生徒に渡した生理用品の返却を求めないことを呼びかけていて、子どもたちに寄り添う大事な内容が書かれています。

また、テレビの報道でも、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労しているという実態を報道していました。トイレットペーパーを置くように生理用品を設置してほしいとの願いは強くなってきています。生活リズムの乱れやストレスなど、生理の周期が乱れたりする不正出血は、誰にでも起こり得ることです。

そこで質問をします。町内の多くの方が利用する公的施設に設置してはどうでしょうか。9月1日から設置されているようなことも聞いていますが、担当部長、よろしくお願いします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

生理は女性にとって日常的なことであり、生理用品はトイレットペーパーと同様に必要不可欠な生活必需品となっております。議員仰せの生理用品の設置が進まない背景には、費用、財源の問題や意識、理解の不足、衛生管理上の問題、設置場所の制約など、課題が複合的に絡み合い、広く普及していないのが現状です。

本町の公的施設への設置については、高迫議員のほか、これまでも複数の議員よりご要望を頂いておりましたが、導入には至っておりませんでした。

本事業については、以前から事業化に向けた検討と準備を進め、今月1日より忠岡町人権協会及び忠岡町女性フォーラム実行委員会にご協力をいただき、役場の1階、2階、4階、南館1階における女子トイレ及び多目的トイレ7か所において、試験的に生理用品の

提供を行っております。

今後、利用状況を踏まえながら、予算の確保や設置場所の拡大も含め、正式導入に向けて検討してまいります。また、他の公的施設への設置につきましては、関係各課と協議を行ってまいります。引き続き誰もが安心して生活できる社会を目指し、本事業に取り組んでまいります。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

昨日、女子トイレで見させていただきました。とっても設置の仕方も可愛くて、素敵だなと思いました。ただ、説明書の中に二、三か月で終了する可能性がありますということを書かれていたので、ぜひ今後も引き続きしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

奈良県の安堵町でも、6月議会で町の教育委員会が中学校の女子トイレにサンタリーケースなどを設置したいという説明がありました。それは、学校の女子トイレにトイレットペーパーと同じように生理用品を設置してほしいという議会での発言から実現したものです。

4年前も、大和郡山市でも経済的な理由で生理用品が買えない生理の貧困対策として議会での一般質問で、小・中学校の女子トイレの個室に生理用品の設置をとの訴えがあったそうですが、すぐには実現しませんでした。しかし、ほかの女性団体なども訴えて、やっとトイレへの設置が実現したそうです。議会では、いたずらや盗難があるだろうと言われていましたが、そんなことは全くなかったそうです。

最初はなかなか利用がなかったけど、次第に一定の利用が日常化していったということです。使ってしまったなくなった補充は、学校では生徒が気づくようになり、掃除当番の子が管理、保管は保健室で衛生的にやっぴまして、今ではトイレットペーパーと同じ扱いになってきているとのことでした。

ある学校では、トイレに「生徒の皆さんへ。これは生理用品が入っています。急に必要になった人は使ってください。生理のことや何かで困っていることがあれば先生に相談してね。一緒に考えましょう」と書いた箱をトイレに置いているそうです。生徒の気持ちに寄り添った実践だなと思いました。

和泉市では女子トイレの個室にポーチに入れてつるされているそうですが、どのような置き方をしているかは各学校の話し合いで決めているそうです。

泉大津市では現在、市内全ての小・中学校で生理用品が設置され、必要なときにいつでも使えるようになっているそうです。

泉大津市も初めは、２０２３年にモデル校を決めて実施。その後、大量紛失やいたずらなど心配されましたが、そんなことは全くなかったそうです。そして、突然生理になった生徒や経済的理由、また恥ずかしさから助けを求められない生徒などが、ストレスなく自由に生理用品を利用できるように、２０２４年から全中学校で校舎内の女子トイレ全室、メッシュのポーチに入れて個室につり下げているとのこと。生理用品の補充は保健体育委員が行っているようで、また小学校では４年以上が使用する女子トイレの個室に設置し、掃除当番の子どもが補充に協力している。これには各校の養護教諭が中心となり、工夫した取組が行われているとのこと。各校で少し運用は違いますが、養護教諭が数を管理し、生徒が補充しているとのこと。

そこで、２番目の質問に行きます。忠岡でも中学校や小学校の高学年が使用する女子トイレの個室に、子どもたちのために設置してほしいと思いますが、いかがでしょうか。担当部長、よろしくお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、小・中学校におきましては、生理用品が急遽必要になった児童生徒には、保健室で渡しております。周知につきましては、保健指導の際に、養護教諭から児童生徒に伝えるとともに、女子トイレにも掲示しているところでございます。

なお、保健室で直接渡してあげることで、例えば何かしんどさを抱えている児童生徒が、担任だけでなく、養護教諭とつながるきっかけになる場合もございます。学校の女子トイレに生理用品を設置することにつきましては、衛生面、それから管理の面から現時点では考えておりませんが、他市町村の先進事例等を調査・研究してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

６番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

６番（高迫 照子議員）

保健の先生がそういう子どもの、生徒のしんどさなんかを知ってつながるって、分からないわけではありませんが、やはり保健室に取りに行くのも恥ずかしいという生徒もいるのではないのでしょうか。子どもたちのために、ぜひやっていただきたいと思います。トイレにトイレットペーパーを置くように、当たり前に生理用品がトイレにある未来になってほしいという願いを込めてこの質問、私の質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で、高迫議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

議事の都合により暫時休憩といたしまして、再開は13時からいたします。

（「午前11時16分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

是枝町長が就任してから約3か月余りが経過いたしました。この朝日新聞の記事、「公約実現、住民理解を得ながら、共産党員の忠岡町長に聞く」でも触れられているように、町長ご自身も、町長になって役場の内部が見えてきたことや、住民の利益を最も大切にすること、党や自分の考えを押しつけないことという姿勢を前提に、公約の実現に取り組んでいるということを語られています。その考えを尊重しつつ、町長選挙で掲げられた公約も含めて質問してまいります。

まず、1つ目の項目についてです。先日の1日は防災の日でした。ペット防災について質問いたします。

通告書にも記載しましたとおり、本町における飼い犬登録者数は、事務報告や大阪府の資料から見ても増加傾向にあります。あわせて、毎年ペットフード協会が発表している全国犬猫飼育実態調査令和6年によれば、犬猫飼育者の防災対策は依然として不十分であるというデータが示されています。こうした状況からも、ペット防災の取組の必要性は一層高まっていると考えます。

令和6年第4回定例会においてペット同行避難について取り上げ、泉南市を訪問し、ペット同行避難に向けて協議を行うとの答弁がありました。その点も踏まえ、本町で現在進められているペット防災の取組状況についてお示してください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町におきましても、災害時に飼い主が安心して避難できるよう、また避難所における円滑な運営や地域住民の安心・安全の確保においても、ペット防災は必要な取組であると認識しております。

現時点では具体的なペット防災マニュアルの整備には至っておりませんが、令和6年度においてペット防災に関する取組について泉南市へ聞き取り調査を実施したところ、全小・中学校でペット同行避難ができるよう調整をしたとのことでした。

しかしながら、本町では、避難所におけるペット受け入れ方法やスペースの確保、対象動物の限定、衛生管理等様々な課題があると認識しております。国のガイドラインを参考にしながら検討を進めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

ペット防災マニュアルの整備には至っていないことが分かりました。大阪・関西万博でのペットとの共生イベントでは、同行、同伴、在宅、車中泊避難といった災害時の対応の違いが紹介され、マイクロチップや迷子札、しつけのお話とペット防災手帳も配布され、情報整理といった事前準備の重要性が強調されておりました。しかし、本町はホームページにこのようなペット防災の情報がないため、具体的な対応を知るすべがありません。

隣の岸和田市のホームページでは、ペット同行避難マニュアル、平時に備えておくこと、災害が発生したときの対応などが掲載されています。

先日の大阪府町村議長会における防災DXのお話でも、情報共有の難しさが指摘されました。だからこそ本町の考え方を事前に町民と共有し、行政と住民の認識をすり合わせておくことが重要だと考えます。住民が知って事前準備ができるような取組として、何から始めていけるのでしょうか。

さらに、環境省人とペットの災害ガイドラインに基づき、避難所での飼養において、飼い主が相互に協力して使用スペースの管理やペットを適正に飼養するように促すために、飼い主の会立ち上げが示されています。本町としてもこのような取組の必要性についてどのようにお考えでしょうか。教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今後は、まず飼い主の皆様へ平時からの備えとしてフードやケージ、ワクチン接種など自助による取組の必要について広報紙等を通じて周知啓発を進めていく考えでございます。

また、隣の岸和田市では、ペットのための防災対策として、避難所の運営管理は避難所へ避難してきた避難者同士で実施していくこととし、避難所での飼い主の会立ち上げ、運営について示されております。このような取組につきましても今後調査研究を行って、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。避難とは文字どおり難を避けることです。災害時には地域に暮らす多様な人々が、排除の危機にさらされることなく、誰もが助かる防災、減災を実現していく必要があります。そのためにも住民同士が支え合える環境整備をぜひ進めていただきますようお願いいたします。

では、2 つ目の項目について質問いたしてまいります。

まず 1、公立小・中学校の体育館の空調整備についてお尋ねします。体育館は指定避難所であるとともに、町内の社会教育団体等も利用している大変重要な公共施設です。そこで、この体育館への空調整備導入について、これまでの経緯と進捗状況をお示してください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員ご質問の小・中学校屋内運動場空調設備導入検討、及び設置工事設計業務委託の進捗状況であります。前回の議会定例会におきましても答弁等はさせていただきましたが、令和 6 年度に体育館空調設備整備の実施設計を行い、事業手法、空調機器、事業費、財源等の精査に時間を要したため、令和 7 年度に実施設計を繰越しし、今年度、その事業手法、空調機器、事業費、財源等の精査を行っているところでございます。

今後の予定といたしましては、補助率が高い交付金といたしまして、令和 6 年末に文部

科学省において体育館等への空調整備を加速するため、新たに創設された臨時特例交付金、空調設備整備臨時特例交付金を活用して、なるべく早い段階におきまして各小・中学校の体育館の空調整備の完了を目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

令和 6 年度から実施設計に入ったというご答弁でしたが、同年 6 月には、公募型プロポーザルの審査結果が公表されており、前町長のときから取り組まれ、着々と計画に沿って事業が進んでいるのか、町長が代わることによって導入に向けたプロセスのスピード感が増したのか、お伺いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

先ほどお答えさせていただきましたが、事業につきましては、令和 6 年度、前町長のときから進めている事業で、現状ですね、町長がお代わりになられて、内容が変わったとか、またスピード感が増したというようなことはございません。今年の夏も非常に暑い夏でございます。教育委員会といたしましても、1 日も早く設置できるよう進めてまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。町長が代わっても着々としたこの事業が進んでいることが分かりました。また、昨日の質問でもありましたように、避難所であります体育館の空調設備は、学校に子どもを通わせる保護者を初め、多くの町民に関わる重要な事業でありますので、環境整備の推進に今後も努力をお願いいたします。

では、2 の質問に入ります。本町には、文化会館、集会場、コミュニティセンター、町民運動場や小・中学校の体育館など、町民や民間団体が利用できる公共施設があります。これら公共施設の使用後のことについてお尋ねします。

なぜこの点を質問するかと申しますと、昨年の第4回教育定例会でも、町民運動場の今後の管理や貸出し時の片づけ、整備の徹底について、使用者の責任を果たすよう指摘があった経緯があります。私も一町民として使わせていただいた立場から、同じように感じていました。そこで、その後の対応、状況についてご説明ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

小学校の学校施設の地域開放については、忠岡町立の小学校、中学校の施設の開放に関する規則の規定によりまして、社会教育関係団体を対象に、学校に支障のない範囲でスポーツ活動等を通じて、地域住民の方々の健康増進やコミュニティづくり等を推進していただくことを目的として実施しております。

規則第10条に使用者の心得を定めておりますが、利用者がルール違反やマナーの欠如により施設の丁寧な使用を怠るなど、学校の教育活動に支障を与えることのないよう、社会教育関係団体等に対しまして、改めて周知等を図ってまいります。

また、施設の状況や備品の管理等について定期的に確認等を行うなど、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

これらの点につきましては、文化会館等についても同様に対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

文化会館の軽運動室には、使用後は当番を決めてモップ等で必ず掃除を行ってくださいといった使用の心得の貼り紙が掲示されています。ところが、実際には掃除が行われた形跡がないこともあり、その際、大変私、驚いた記憶があります。公共施設を利用するに当たっては、借りたものは使う前よりも美しくという心がけが重要であり、その意識を利用者に徹底してもらうための管理体制づくりをぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして3の質問に入ります。

第1次忠岡町子ども読書活動推進計画は、読書活動を通じて心豊かな生活を送る環境整備と施策推進を目的として策定され、2019年から2023年までのおおむね5年間、家庭、学校、地域、行政における子どもの読書活動の推進や体制整備、普及啓発が進めら

れてきました。そして、2025年8月4日には第2次忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会も開催されています。そこで、これまでの取組の成果と今後の方向性についてご答弁をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

子どもたちの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をよりよく深く生きる力を身につけていく上で、大変重要な役割を担っています。読書を通じて得た知識や経験は、子どもたちが主体的に学び、生きていく上での基礎となるものでございます。

本町におきまして、第1次忠岡町子ども読書活動推進計画を策定し、家庭、学校、地域、行政などにおける子どもの読書活動の推進と、子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進を目標に取組を進め、計画期間が満了いたしました。全国的な傾向及び府内の各自治体と同様に、読書離れの進行を十分に抑制するには至らなかったものと認識しております。

これらの結果を十分に受け止め、第1次忠岡町子ども読書活動推進計画の成果と課題を精査し、その結果を踏まえた第2次忠岡町子ども読書活動推進計画の策定を今年度中に策定し、不読率の低減や多様な子どもたちの読書機会の確保、また、子どもたちの視点に立った読書活動の推進など、今後の読書活動の充実と推進に鋭意努めてまいります。よろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

読書離れの進行を十分に抑制するには至らなかったものの、子どもたちの視点に立った読書活動の推進に今後も努めていただけることは理解しました。

そこで今回は、施設ごとの取組のうち、小学校、中学校についてお伺いします。

2022年3月に教育委員会が策定した忠岡町教育基本方針には、読み聞かせや本との出会いの機会拡充、発達段階に応じた読書環境整備、さらに学校図書館担当職員の積極活用による機能強化が掲げられています。

本町の学校図書館における司書の位置づけと、その業務の特色についてご説明ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

ご質問の学校司書につきましては、小学校に各校1名ずつ、専門的な図書館司書の資格を有する者を町単費にて週3日から4日配置しております。

取組といたしましては、学校の図書の担当教員と連携し、図書室の環境整備や本の紹介、貸出し、低学年への読み聞かせ等を行っております。

図書室の活用につきましては、クラスごとに週1回程度、図書の時間を割り当て、読書や学年によっては調べ学習等を行っております。

また、学校によっては、ビブリオバトルを取り入れたり、本町のキッズクラブにおいても、年1回ではございますが、ビブリオバトル大会を実施しております。

引き続き、ご家庭とも連携の上、読書活動の推進を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

小学校ですけれども、図書館司書がいるというのは、なかなか珍しいことだということも、私もこの調べている中で知ったので、本当に学校での取組をお聞きできて本当によかったです。ありがとうございます。

読書活動が活発な国では、家庭での読み聞かせが一般であり、読書が文化として根づいているとの調査があります。本町でも読書活動の推進は進めていますが、各事業が相互に結びつかず、流れが途切れがちに感じます。本を配布しておりますけれども、活用法や後につながるイベントもなく、その場限りになる場合があります。

学校、地域、家庭が連携しつつ、読書イベントの実施などを通じ楽しく読書したくなる環境整備として、切れ目なくつながる仕組みづくりが必要であると考えます。この内容を取り入れた子ども読書活動推進計画になるようにしていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

先ほど答弁させていただきましたが、第1次の忠岡町子ども読書活動推進計画の中で、家庭、学校、地域、それから行政などにおける子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進を目標に取組を進めるというふうなことで、本町におきましても「ぬいぐるみおとまりかい」や、ブックスタート事業、それから人形劇やビブリオバトルなどの授業を実施していましたが、この辺りの取組につきましても、それぞれの事業が単発に終わることなく、家庭、学校、地域等にもつながり、読書の定着につながるような取組について、現在、策定に向けたワーキンググループの中でもご検討いただきながら、第2次の計画策定につなげてまいりたいと考えております。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

具体的にご答弁いただきありがとうございます。イギリスの大学の研究では、6分間の読書でストレスが68%軽減するとの結果が報告されておりますし、読書の良さを早くから知ってもらえる仕組みづくりに努めてほしいと願っております。

では次に、4について2点質問いたします。

まず1点目は、昨年12月の定例会で取り上げたコミュニティ・スクール、学校協働活動の推進について、本町の地域の特色から必要性も含め検討し、CSマイスターや先進事例を調査、研究するとのご答弁がありましたが、その進捗状況と今後の方向性についてお聞かせください。

2点目はユースセンターについてです。今年の6月の教育定例会では、中学校が疲弊しているとの話があり、また7月中旬には中学1年生の保護者を対象に懇談会が開催され、この開催は異例で、様々な学校の様子が報告されています。さらに、教室が騒がしく授業中に先生の声が聞こえないといった困り事も私の耳に届いております。

こうした状況を私の知っている大学の教員の方に相談したところ、中高生世代のサードプレイスとしてユースセンターの有効性を教えていただきました。

奈良県三宅町の事例では、ユースワーカーが常駐し、子どもたちが気軽に立ち寄れる居場所となっています。

本町においても定期的に中高生が集える居場所づくりを進めるお考えがあるのか、ご答弁をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員ご質問のコミュニティスクールについて調査、研究等をしておりますが、コミュニティスクールの主な課題といたしまして、コーディネーターの人材確保や育成、地域との連携活動を教職員が担うことで、本来の業務に加え負担が増加すること、また地域や保護者の方が学校運営に関わる当事者意識を持ちにくい点が挙げられます。

これらの課題や本町の学校や地域の事情等を踏まえた学校運営協議会のあり方、導入について引き続き調査、研究してまいりたいと思います。

また、議員お示しのユースセンターにつきましては、主に10代から20代の若者を対象とした第3の居場所であり、学校や家でもない気軽に立ち寄って過ごせる施設であり、先進的に取り組んでいる自治体があることも認識しております。

しかしながら、本町におきましては、施設等のハード面や人材、予算等の課題もあり、本町の地域の特色などからどのような取組ができるかなど、より効果的な居場所づくりについて、先進的事例等、さまざまな角度から調査、研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

1点目については、引き続き調査、研究を進めるとともに、現在ある学校協議会や忠岡すこやかネットが学校運営に生かされるよう、例えばその2つの会に構成されている地域の方々の意見が尊重できるように、教育委員会としてフォローが必要であると感じますが、フォローをしていただけますでしょうか。

2点目については、十分な調査を行った上で、若者の居場所づくりの実現を強く願います。例えば文化会館の一室を定期的に開放し、有償ボランティアとして年齢が近いワーカーを配置するなどのスモールステップで構いません。どうかそのほうも検討していただきたいと思いますが、まずは1点目のフォローについてご答弁をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

学校協議会では、学校長の求めに応じて、保護者や地域の方で構成する学校協議員からご意見を聴取し、学校運営の改善に生かしているところでございます。

また、忠岡中学校区地域教育協議会、いわゆる忠岡すこやかネットにおいても、地域、家庭、学校の連携により、さまざまな取組を行っていただいているところでございます。

引き続き教育委員会といたしましても、学校協議会や忠岡すこやかネットの取組等についてご意見等をお聞きしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

私もちょっとこちらのほうに関わらせていただく中で、ちょっとやっぱりマンネリ化してる部分が少し感じられるところもあったり、一緒に活動している方々の声を聞くと、もっとこういうことをしたいのになどご意見を言ってる方もいらっしゃいましたので、そのような声も拾っていただきながら進めていただければと思います。

では、2 項目目の最後、5 に入ります。子どもの自殺が多いのは、夏休み明けのこの 9 月。厚生労働省と警察庁の令和 6 年中における自殺の状況によると、その年の小中高生の自殺者数は、5 2 9 人と過去最多でありました。精神科医からも子どもの数は減っているのに、自殺が増えているのは、自己肯定感が持てないことが一因と指摘されています。その自己肯定感を育むために不可欠なのが、この性教育であります。

現在、統廃合されましたが、かつての生野南小学校での実践、生きる教育、性教育は、自分や親子関係を見つめ、生きる力を養うものであり、国際セクシュアリティ教育ガイダンスでも包括的性教育の重要性が示されています。

1 点目として、令和 6 年 9 月議会で、親サロンで性教育を実施するとの答弁から 1 年が経過しましたが、その進捗状況をお聞かせください。

2 点目として、視察で知った離婚前後親支援事業についてです。こども家庭庁の予算案には親支援講座等が示されています。大阪府が養育費保証契約の保証料支援や、裁判外紛争解決手続にかかる費用支援事業等を行っています。

これについて本町はどのように周知されていますでしょうか。大切な支援になるため、さらなる周知が必要だと感じますが、いかがでしょうか。この 2 点、お願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

まず私のほうから、親サロンの検討状況ということで、ご答弁させていただきます。

親サロンにつきましては、年間を通じて参加者の意向を踏まえ、テーマ設定を行っているというところでございます。本年度につきましては、既にテーマが決定している状況でもございますので、他の事業や機会を活用して取り上げる方法等について、その辺りについても調査、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

2点目の離婚前後支援事業につきまして、ご答弁させていただきます。

離婚前後の保護者が気になる場所としましては、これからの生活において、どのような支援を受けられるのかといった部分が大きいところでございます。町の窓口で相談に来られた場合は、状況を丁寧に聞き取り、それぞれの置かれている状況に応じた支援をご説明いたします。その際、議員お示しの大阪府の制度であったり、大阪府母子寡婦福祉連合会において実施されている事業などについても、あわせて周知を図っているところでございますが、さらなる周知をということでございますので、町のホームページからそれぞれのホームページにリンクできるようにするなど、さらなる周知徹底を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

順番前後しますが、2点目については、本当に自分たちで調べて届けるようにしていただきたいので、周知の徹底をよろしくお願いいたします。

そして、1点目についてですが、私が学んだ性教育は、生きる教育であり、自分の命である心と体の大切さを学ぶものです。生を知ることは、安心・安全に自分らしく生きるための権利であり、人権教育でもあります。そのため、年齢に応じた性教育の実施が必要です。生野南小学校では、この教育を学校全体で取り組んでおり、私も公開授業に参加いたしました。書籍にもあるように、大きな課題があったからこそ、教員が一致団結し、医療、福祉、心理、教育の専門家を訪ね、解決策を見出しました。そして、その方法を必要としているのは、特別な子どもや教員だけではなく、普通の子どもたち、普通の教員であると示されています。この自己肯定感が持てるように、この性教育を本町全体で真剣に推進していただきたいのですが、いかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

今、ご質問いただいた点につきましては、また議員さんのほうからお話を聞かせていただきながら、他の部局で取組が可能かどうか、また、教育委員会と連携が可能かどうか等について研究等させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。本当に皆さんこの性教育、みんなが思っている性教育とは違って、ほんとに奥深いこの性教育を皆様に知っていただけるように私も頑張ってまいりたいと思います。

では、3 つ目の項目に入りたいと思います。まず、1 について2 点お伺いします。

1 点目は、前回の一般質問で取り上げたため込んだ基金20 億円についてです。町長からは、20 年ほど前に財調がゼロとなり、シビックセンターの元利償還金として毎年3 億以上を返済してきたが、平成31 年に終了し、少し財政的にも余裕が出てきていることは否めないという趣旨のご答弁を頂きました。

ここで申し上げたいのは、この余裕という言葉です。一般的には金銭や時間など十分なゆとりがあることを意味します。果たして町の財政にそのような余裕が本当にあるのか、お答えください。

2 点目は、基金の運用についてです。国債での債券運用、資金管理方針や資金管理計画の策定を含めた進捗状況、そして町長ご自身の基金運用に対するお考えをお聞かせください。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

お答えいたします。2 点あったかと思いますが、まず、財政調整基金の認識についてのところからでございますが、これは昨日の森野議員へのお答えと同じになりますが、財政調整基金は大切な住民の財産でありますし、基金の取り崩しにつきましては安易に取り崩すものではなく、財政状況や必要性を財政部局ともよく相談して行うことを基本

として、物価高騰で大変な住民の暮らしを支える施策を行うことと、基金に積み立てることとのバランスを考えながら、公約の実現に一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その余裕という言葉は、6月議会での厳密な日本語として、国語としての余裕というところではなく、財政調整基金に積み立てることができるようになったというところで余裕というところで、そういうふうに申し上げたわけであります。

特に職員の給与のカットや、議員の方の何か歳費のカットとか、様々なそういったことをしなくても、そのような財政調整基金に積み立てるという状況ができてきたという、そういう余裕が出てきたというところの余裕ということでもありますので、よろしくお願いいたします。

また、基金の運用についてでございますけれども、地方財政法に地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないとありますので、基金運用を行って、運用益は住民福祉の増進のためにまた活用してまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

議長。

議長（前川 和也議長）

長谷川会計管理者。

税務会計課（長谷川 太志課長兼会計管理者）

2点目の債券運用を含めた資産管理方針の進捗状況でございますが、昨年度末に既存の忠岡町資金の保管及び運用に関する方針の改正を行ったところでございます。

主な改正内容としては、基金総額の30%以内を債券運用の上限とする旨が記載されたところでございます。

現在、本町が一括運用している基金総額は24億円でございます。運用の内訳については、普通預金による運用が22億円、国債による運用が2億円となっております。

国債による運用については、9月1日からの運用となっております。現在保有している2年国債の運用利回りについては0.791%で、普通預金による運用に比べますと約4倍の利益が得られる予定となっております。

今後も財政運営上必要な運転資金等を勘案しながら、年限の短い国債を分散購入してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

1 点目については、余裕という言葉の捉え方が、私とか辞書とは違うというふうに私は感じました。余裕というのはやっぱり上乗せした必要が、何というんですかね、ちょっと私と捉え方が違うように思います。

そして私、そのシビックセンターの元利償還金の返済金が終わったからといって、本当にこの財政に余裕が生まれたわけではなくて、これまで先送りしていた事業に着手している状況だと私は判断しておりますので、この余裕という言葉は、今後使うのはちょっと違うのではないかと思いますし、昨日の答弁からも財政破綻によりハード整備ができていないこと、令和6年度決算書資料の経常収支比率のところで「予断を許せない状況です」とも書かれておりますので、やっぱりそのちょっと認識不足ですね。

議員時代からも毎年3億円のシビックセンター元利償還金が令和元年度で終わったため、その分が財政調整基金に積み上がり、財政に3億円の余裕ができたとの趣旨の発言もされている会議録も残っております。本当に議員時代と同じように、事実ではなく解釈による言葉を安易に自治体の長という立場で用いることは、私は今後の忠岡町の信用に損ねない懸念が残りますので、本当に今回このような答弁に大変残念に感じております。

2 点目については、この9月から国債運用が始まったと伺い、前進していることを確認しました。町長も前向きの答弁に感じ、使うことばかりを考えるのではなく、稼ぐ視点を忘れず、さらなる運用拡大をお願い申し上げます。

続いて、2の質問に移ります。町内各種団体での補助金の見直しについては、定額補助の見直しを行うとのご答弁を頂いております。補助金改革を進める上では、理念、原則となる財政運営方針を策定する予定との答弁が過去にありました。

そこで、その策定の進捗状況と、定額補助の見直しを含めた補助金改革に対する町長のお考えと方向性をお聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私のほうから進捗状況につきまして答弁をさせていただきます。財政運営基本方針でございますが、素案については既に町長にお渡しをしており、内容について確認をしていたところでございます。策定でき次第、庁内調整を実施した後に議会で説明させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

はい。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

ご質問の趣旨は、各種団体の定額補助の見直しのことであったかと思いますが、それにつきましては、実態、状況をよく、各団体の状況をやはり調査をして聞き取って、協議もしていくという丁寧な手法で検討していくというのが必要であろうかと思いますが、それについての見直しはまだこれからというところでございます。

ただいま、先ほど公室長がお答えしました財政運営基本方針のことについても、ご答弁をさせていただくということによろしいでしょうか。

まず、財政運営基本方針でございますが、これは前町長のときに財政運営基本方針をつくるということになっていたようでございますが、私としましては前町長の考えと私とはちょっと違いますので、担当部局とよく検討してまいりたいというふうに、内容もきちんと検討してまいりたいと思います。

財政健全化計画第2次の健全化計画の後、忠岡未来計画という財政のそういった方針がございましたが、令和3年度に終了をしているということでありまして、その後つくっておられなかったからということで、前町長のときにつくられる分が、前町長お辞めになって、私がそれをどうするのかというところでありますので、やはり先ほど申し上げたように考え方、財政の運営方針というものは違いますので、そこはきちっと客観的資料とデータをもとに素案の内容の検討をしてまいりたいと思います。ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

地方公共団体による補助金の交付には公益性の基準が法律で定められておらず、個別の事例ごとに首長や議会が判断することとなっています。そのため、他市では包括外部監査のテーマとして補助金等を取り上げ、検証を行っている例もあります。いずれにしても公益上必要であると客観的に認められることが前提であり、さらに補助金は公共の財源から依拠される以上、適切な執行管理が求められます。だからこそ時代の変化があるにもかかわらず、長年にわたり定額補助の見直しが行われていない現状は懸念すべきですので、どうか早急に対策を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の項目に入ってまいります。2点町長にお伺いいたします。

1点目は、選挙時の公約に記載されていた公民連携事業を白紙にして、広域化を掲げる根拠についてです。

あと、2点目は、先ほども見せましたけれども、この新聞で「住民の利益を最も大切に

する」と述べられていましたが、広域化によって具体的にどのような住民の利益を大切にしているのかお答えください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

1点目のことについてですけれども、まず環境への影響が大きいということを根拠に、住民の利益からは反するということでもありますので、広域化というところを掲げているということでございます。

本来は単独の焼却炉がございましたので、そこでということもあるんですけれども、なかなか財政的に建て替えるにも補助がないということもございますし、それを管理するような専門の職員もございませんので、なかなか難しいというところで、広域処理という選択でそういうふうに申し上げております。

2点目の住民の利益という点でございますが、もちろん焼却炉ですね。220トンのそういった産業廃棄物の焼却炉が稼働するということになれば環境への影響が大きいということでもありますから、そうではなく、一般廃棄物の処理をするところで、先ほども単独ではちょっと難しいということですので、広域処理というところの選択で広域処理を目指すというふうに申し上げているところでございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良 幸子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

では、最後に2点質問させていただきます。では、広域化することによって環境負荷が本当に軽減されるのかどうか。そして、町長の環境というものはどの部分を指しているのか、具体的にお示ししていただきたいのと、今までの質問と答弁を聞いている中で、「公民連携事業に納得していない人がいるから公約に掲げました」と是枝町長は言っておりましたが、じゃあ、その公民連携事業に賛成している人にはどのように理解をしていただけるようにするのか、お答え願えますか。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

まず、公民連携事業に理解をしている方へのというふうなことでございますけれども、住民の中で意見が分かれている、十分な議論をするだけの情報も提供されていないというところでございますので、それがきちんと示せるようにということで、議論をしながら理解をしていただきたいというふうに考えております。

公民連携事業になりますと、以前からも申し上げておりますけれども、大気汚染物質が現在よりもたくさん出てくるところでございまして、それは今よりもそういった大気汚染物質が出なくなるというのではなく、やはり出てくるといのは明らかであろうというふうに思います。環境アセスメントをこれからするというところでありますので、その中でどの程度影響が出るのかということがより明らかになってくるのではないかとこのようにも考えております。

環境の重視というところは、大気汚染物質というところの影響が大きいというのが一番でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

ただいまの答弁をもちまして今奈良議員の一般質問を終了といたします。

議長（前川 和也議長）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

4 番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

人口減少に伴い、結婚新生活世帯、新婚への助成についてお尋ねします。

正式には、結婚新生活支援事業費補助金という名称で、新婚世帯への支援金を国と自治体が半分ずつ出し合う仕組みで、少子化対策の 1 つとして 2016 年に始まり、2021 年には補助額も倍になっています。

この補助金は、結婚に踏み切れない主な要因として経済的理由を挙げるカップルが多いことから、経済的支援で結婚を後押ししてくれるというものです。結婚を希望する人が、希望する年齢で結婚をかなえられるよう環境を整備する国策として、国が実施している補助金の 1 つです。

国が設定している結婚助成金の上限は、お 2 人の年齢が 29 歳以下の世帯で、補助額の

上限が60万円、30歳から39歳の世帯が30万円になっています。なお、自治体によって結婚助成金として受け取れる金額は異なっています。忠岡町でも人口減少、少子化問題は避けて通れない状況になっています。助成があるということで、忠岡町で新婚生活をスタートしようということを考えていただけるのではないかと思います。そして、忠岡町が子育て支援にも頑張っていることも知ってもらい、その後の定住も考えていただけるのではないのでしょうか。少子化や人口減少化の歯止めにつなげていけるとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、結婚助成金を実施している自治体数は、2020年度は291自治体でしたが、2024年度には842自治体であり、急速に普及しています。大阪府はしていませんが、大阪市を含め8つの自治体が取組をされています。そのうち近隣では貝塚市、和泉市、泉佐野市、岬町が取組をされています。忠岡町としても取組をしていただきたいと思いますのですが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

結婚新生活支援事業でございますが、議員仰せのとおり、結婚に伴う新生活のスタートに係る経費、例えば住宅取得費用や住宅リフォーム費用、新居の家賃や引っ越し費用等に対し、最大60万円の補助金を交付する事業でございます。事業費の2分の1は国が補助金を交付するという事業でございます。

また、大阪府内でも、先ほど議員からのご説明がありましたけども、8団体実施しているところでございます。

今後、本町においても人口減少が進む中、少子化対策や定住促進に向けた施策は大変重要と認識しており、結婚新生活支援事業も有効な施策の1つであると考えているところではございますが、事業実施に当たっては財源確保が必要となることから、財政面も考慮した上で検討をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。忠岡町としても少子化や人口減少の歯止めにも、結婚助成事業の取組をしていくことは大事なことでと思います。検討していただけるということですが、実現に向けてぜひともよろしくお願いしたいと思いますので、お願いします。

次に行きます。誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてお尋ねします。

現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんに母乳やミルクをあげることができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいません。入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要のあったある母親は、1人で授乳室を利用して搾乳していた際に「赤ちゃんが一緒にいないのに、1人で一体何をしているんだ」と、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられるようなこともあったそうです。また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっています。

赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると、痛みが生じたり乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要がありますからです。しかし、職場に女性用の休憩室がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

WHOは2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。

海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

参議院予算委員会では、公明党の議員が国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めたところ、中野国土交通大臣からは、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも国交省と連携した周知、啓発の検討が示されました。

女性が出産後、安心して社会参画でき、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳できる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、伺います。出産や子育ての支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えます。庁舎では保健センターに授乳室が設置されています。まずは、そこに「搾乳できます」のマークを貼っていただいてもいいですし、文字で書いていただいてもいいので、お知らせしていただき、ここの場所では搾乳もできるということの周知をしていただきたいと思います。保健センターを利用されている方は授乳室があることもご存じなの

で、使われると思いますが、近隣でお仕事をされている方や職員さんも気軽に使用できればなおいいのかと思います。いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（前川 和也議長）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、シビックセンターでは、2階保健センターに授乳室を設置しています。議員お示しの搾乳ができる環境につきましては、授乳室でも可能となっておりますが、搾乳できる旨は明確に表示はしていないところでございます。今後は案内を分かりやすく表示するなど、より利用していただきやすい環境整備に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。もう考えていただいているということは本当にありがたいです。シビックセンターや役場に来られた方も、使用しやすい環境、周知をよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。先ほども申し上げましたが、多くの人が利用する商業施設では、今や当たり前にあるトイレの中でのおむつ替えのスペースや授乳室、忠岡町の図書館や文化会館などの公共施設には、1階の多目的トイレのみ、おむつ交換ができるようになっていたのですが、授乳室はないとお聞きしました。まずは、授乳室を設置していただき、そのときに合わせて、搾乳マークなどのお知らせをしてほしいと思います。お子さんと一緒に来られる方もおられると思いますが、いかがお考えでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

議員ご質問の図書館等の文化会館内の授乳室についてでございますが、現在、授乳室という専門のものはございませんが、お声をかけていただければ館内の空いている部屋等をご利用いただくということとしております。

授乳室専用のスペース等となりますと、空いている部屋、スペース、また設置の費用等

の課題もございます。文化会館につきましては建設後40年が経過しており、老朽化から今後大規模な改修等の必要性もあることから、その際には授乳室や育児、乳幼児のための休憩室等の整備については必要不可欠なものであるというふうに認識しております。

また、併せて、現在のニーズに合った設備の設置等についても検討が必要であると考えているところでございます。

現状、それまでの間につきましては、現在の取扱いを基本に、引き続き調査研究を行ってまいります。乳幼児連れの保護者とお子様が安心して外出、また来館いただけるように、館内での授乳室の利用について気軽に施設担当者にお声をかけていただけるように、周知の方法や職員対応等についての取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。対応を考えていただいているということで、本当に感謝します。授乳や搾乳、おむつ交換が安心してできるように、よろしくお願いします。

そして、搾乳で利用される方や、小さなお子さんをお持ちの方にも、優しいまちづくりをしていただきたいと思いますので、もう一度、答弁をよろしくお願いします。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

繰り返した答弁になりますが、乳幼児連れの保護者、お子様が安心して町内、外出していただいて、また、文化会館にもどんだんご来館いただけるように、早速、案内や周知等について取組を進めてまいりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。次に進みます。

高齢者のお助けについてということで、我が国の65歳以上の人口は、2024年1月現在で約3,621万人となっており、全人口の29.2%を占めています。近年の高齢者の世帯状況を見ると、単独世帯が増加しており、2020年には65歳以上の世帯主のうち35%を占めるに至っています。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計によると、高齢者の単独世帯は、世帯数、世帯割合ともに年々増加していくことが予想され、2050年には65歳以

上の単独世帯は約1,084万世帯で、一般世帯数の20.6%を占めることが見込まれています。

そこで、終活相談支援について質問させていただきます。

終活とは、自分の置かれている状況を客観的に把握し、元気なうちに今後の人生について考え、準備しておくことで、住み慣れた地域で不安なく将来に向けて前向きに自立した生活を送り続けられるようにするために行う活動です。

具体的な内容としては、延命治療や緩和ケアなど、医療や介護が必要になったときや、認知症になったときのことを決めておくなどの、これからの安心を過ごすための準備、趣味や旅行、家族や友人との時間を楽しむなど、残りの人生を自分らしく充実して生きるための準備、身の回りや持ち物の整理、葬儀の事前予約、お墓の購入、遺言書の作成といった旅立ちの後のことについての生前準備など様々です。

終活は家族や周りの人のためにすることであると同時に、残りの人生を安心して過ごしていくためのものでもあります。いつ始めるものという決まりはなく、何歳からでも健康な方でも始めることができます。しかし、高齢になるほど終活は意識するものでもあります。身寄りがいない方、身寄りがある方であっても、家の中で家族との関係などが、ふだんから情報がうまくやり取りできる方ばかりではないというのが、やはり終活の問題のネックになっているのかと思います。

高齢者や単身世帯が増加傾向にある本町でも、終活相談支援は重要だと思います。高齢者等が抱える生活上の課題に対応するために、地域包括支援センターがあると思います。終活の相談が本人に寄り添った意思決定の支援などきちんとできていれば、突然の病気や事故の際、本人の意思が示され、治療方針が判断されますし、死後の事務手続などもスムーズになるのではないかと思います。

高齢化がさらに進むこれからの時代にあって、高齢者が安心して暮らすための重要な施策の1つではないかと思います。私も以前に、お1人でお住まいの高齢者の方から、亡くなった後のことで相談を頂いたこともあります。死後に迷惑をかけたくないと思っておられる方は、本当に多くいらっしゃると思います。

忠岡町でも、独り暮らしの高齢者が増えるにつれ、死後の手続や葬儀を行ってくれる近親者がいないという問題が増加してくるのではないかと思います。自治体でも手続に時間がかかり、担当者の負担は相当なものとなることが予想されます。さらに、遺品処理や遺骨保管などの問題も解決していかなければなりません。

そして、自治体の負担軽減のためにも、また、住民が自分の希望どおりに最後を迎えるためにも、自治体が主体となり、積極的に終活支援、エンディングサポート支援を行うことが、今後求められるのではないのでしょうか。エンディングノートの配布や管理、葬祭事業者との契約サポートなど、取り組んでいる自治体もあります。以前も何度かお悔やみコーナーの設置なども要望しましたが、設置には至っていませんが、今も住民さんからは

「設置に向けて頑張って」とお声を頂いております。その中に終活相談もあわせて取り組んでいただきたいと思います。後見人制度があると言われることもありますが、ちょっとハードルが高いと思いますので、まずは相談支援から取り組んでいただきたいと思います。が、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今後、独り暮らし高齢者の増加に伴い、死後の手続支援等の相談は増えるものと想定しております。議員仰せの終活相談支援については、先行して実施している他市町の取組等を参考にしながら、体制のあり方や取組について調査研究してまいります。

また、厚生労働省において、身寄りのない高齢者等への支援に係る制度改正についての議論が今年8月から始まりましたので、その動きについても注視してまいります。よろしくをお願いします。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。誰もが安心して老後を過ごし、満足できる形で最後を迎えられるよう終活をサポートすること、そして住民さんが亡くなった後の手続をスムーズに進められるようにしておくことは、自治体の大きな課題であると思います。終活を進めるに当たり、関心事となる物の整理や介護、相続、不動産、葬儀、お墓、お1人様の終活について検討する際に知っておきたい情報や考え方のポイントや流れについてまとめた冊子を作るなど、住民さんの安心のためにも取組を進めてほしいと思いますが、再度、答弁お願いいたします。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

繰り返しの答弁となりますが、先行して実施している他市町の取組等を参考にしながら、体制のあり方や取組について調査、研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ぜひともよろしくおね願ひします。次に進みます。

高齢者の方がお出かけしていただける機会への支援について質問させていただきます。私も何度かご相談を頂き、担当課にも要望はしましたが、福祉バスがあるので、そちらを利用していただきたいと言われたり、社協とも協力して検討するということでした。

高齢者の方が病院や美容室に行ったり、ご友人と会ったり、お墓参りに行ったり等々、いろいろとお出かけの際に、車に乗れない、自転車に乗れない、本来乗ることはできても家族から止められている方もいらっしゃると思います。

福祉バスがあるからと言われますが、足が悪い方などもいらっしゃいますし、本数が少ないですし、バス停まで行くのも大変な方もいらっしゃると思います。

高齢者のお出かけの支援ということから、自宅前から目的地へお出かけのお手伝いをしているかかと思ひます。熊取町、泉佐野市、貝塚市なども月 2 回までのお出かけサービスをされています。和泉市などは N P O などでされているところもあるとお聞きしております。忠岡町でも高齢者の方が進んでお出かけできるよう、後押しができるよう、お出かけの機会への支援をしていただきたいと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員ご指摘のとおり、高齢者の移動手段の確保は重要な課題であると認識しております。現状における外出の支援施策としましては、議員仰せのとおり、福祉バスを運行し、無料でご利用いただいているところでございます。福祉バス以外での移動支援につきましては、実施形態や本町における費用対効果などについて、既に実施している他市町村の状況を調査、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

介護の認定を受けている方は、介護タクシーなどありますが、介護にかかっていない方は、出かける手段・送迎してくれる人がいない方がいらっしゃるんです。やはり高齢なので、お体の不調などがおありの方もおられます。障害をお持ちの方にタクシーチケットを出されていると思ひますので、そのような形を取るとか、割引チケットを出すとか、何

かできないのかと思いますが、もう一度お願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

今、議員ご指摘の部分も含めまして、今後また調査、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ぜひともよろしくお願いいたします。介護保険料は払ってるけど、何もしてくれへんというお言葉もお聞きます。高齢者に優しいまちづくりをお願いしたいです。よろしくお願いいたします。

次に行きます。福祉バスについて質問させていただきます。福祉バスでは何度も要望させていただき、駐車場を増やしていただきました。住民さんからお喜びの声を頂きました。ありがとうございました。

町長は、議員のときに福祉バスの本数が少ないので増やしてほしいし、また休日の運行も要望されていましたが、町長になられた現在、取組を進めていっていただけてるんでしょうか。現在の状況を教えてください。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

福祉バスにつきましては、以前より要望のあった箇所にバス停を新設するなど、令和6年12月に見直しを行い、利用状況を確認しているところですが、本数の増便や休日運行につきましては、利用者等のニーズの確認が必要と考えておりますので、アンケート調査や実証実験の実施について検討してまいります。

議員仰せの高齢者のお助け、お出かけの応援となる福祉バスとなるようにと努めてまいりたいと思います。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

ありがとうございます。利用状況の確認と利用状況を検討していくということで、今のところはまだ実施されていていただけてないというのはちょっと残念なんですけど、一日も早く検討して実施していただきたいと思います。福祉バスはありがたいというお声とともに、もっと本数があればとかいろいろなお声もあります。ですので、高齢者の方々のお声もあり、先ほどの質問にもつながっております。町長はタウンミーティングも取っていくということを言われておりましたので、住民さんのお声をしっかりお聞きしていただきたいと思います。高齢者のお出かけの機会の支援のためにも、福祉バスの増便など取組を進めていただきたいと思います。最後にもう一言お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

高齢者の方が元気で生き生きと忠岡町で生活ができるようにと支援も頑張ってまいりたいと思います。タウンミーティング等、住民の方のお声をよく聞いて、検討もしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

今のお声、しっかりと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上で、小島議員の一般質問を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

議事の都合により暫時休憩といたします。

再開は14時25分からといたします。

（「午後2時12分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後2時25分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長（前川 和也議長）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めます。大阪維新の会、尾崎孝子です。今回、一般質問の最後になってしまいました。

皆様お疲れのところだと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

7月30日です。午前8時25分頃、カムチャッカ半島付近で発生した地震により、本町に津波注意報が発表されました。

翌日、31日木曜日16時半に全て解除するまで、ほぼ2日間かかりました。今回の津波注意報について、町の対応を拝聴したところ、発令すぐ職員さんが水門を閉められ、通常勤務後も残業し、翌朝まで待機、そして通常勤務と津波注意報解除の翌日夕方です。さっきの4時半以降も勤務されたと聞きました。公室長は交代なしで丸々2日間待機されたと拝聴しました。どうもありがとうございました。町民のために残業ありがとうございました。

また8月19日には、職員さんの発災時の避難訓練があったと拝聴いたしました。台本のないリアルな訓練であったと。これからの課題が浮き彫りになり、しっかりと取り組んでいただけることも分かりました。重ね重ね感謝申し上げます。

このように職員さんは防災対策を粛々としてくださっていることも踏まえて、町民の命、財産を守るための防災について、通告書の順にて以下の点、それぞれについて質問を行ってまいります。

まず第1です。災害情報発信についてです。ちょうど1年前、9月の議会にて、今は議長になりました前川議員がされた一般質問です。スマホが防災行政無線になるというアプリです。コスモキャストが有効な手段であり、本町でもコスモキャストの導入を検討してみてもどうかという質問をされました。答弁では導入について調査、研究されるということでした。その後どうなっていますでしょうか、お聞かせください。お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町においても、ご指摘のアプリの導入については、内容やコスト面の検討を行いました。本町は今、一斉送信システムとして災害情報伝達システムを導入しており、スマートフォンをお持ちの方はエリアメールや忠岡メールが受信でき、スマートフォンをお持ちでない方には固定電話やファクスにて情報を伝達できるようになっており、今ある手段の活用を考えているところでございます。

あわせて、防災行政無線の放送内容についても、自動音声で聞き直しができるものとなっております。議員仰せのとおり、災害時の情報発信は非常に重要でございます。周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

どうもありがとうございます。精査されてみて、コスモキャストはランニングコストもかかることで一度見送られたようですが、このアプリはスマホが防災無線になるという重要なツールであります。災害時の一刻も早い情報伝達が可能になり、移動中でも忠岡にいないときでも情報を把握でき、聴覚障害、耳の聞こえが悪い方や高齢者の方、高齢者の方も耳が遠くなってるかと思うんですけども、そういう方への配慮として文字の情報もあります。多様性があります。誰一人取り残さないためにも、再度、アプリの導入を求めさせていただきます。

続けて話しさせていただきます。ほかに防災に対して有効なアプリもございます。大阪防災アプリです。もちろん事前インストールが必要ですが、無料で入手でき、府内の市町村を選択することにより身近な情報が手に入り、鉄道運行情報や河川防災情報、カメラが映るらしいです。国民保護情報など幅広い情報につながるアプリになります。

再質問として聴かせていただきます。本町では、先ほどのコスモキャストのことも含めて、この大阪防災アプリの啓発をされないでしょうか。よろしくお願いいたします。

町長公室長（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室長（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

大阪府が提供している大阪防災アプリは、今ご案内いただいたとおり、防災情報や避難情報を手軽に入手できる有効なツールであると認識しております。本町としましても、住民の皆様に防災意識を高めていただくための一助となるものと考えております。今後、広報紙などを通じ周知、啓発に努めてまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ぜひ防災アプリのほうですね、大阪防災アプリのほうは、府内ではほかの市町で通学や通勤、またお出かけされてた場合、その市町の情報も分かりますし、活用していただけるものだと思いますので、周知、啓発のほどよろしく願いいたします。

そして、追加の質問になりますが、以前の前川議長が一般質問された中で、災害時の情報発信に有料の一斉送信システムの導入の追加をされました。先ほどの1番目の答弁のほうで導入ができてるということをお聞きできました。どうもありがとうございます。

そこから、さらにボタン1つでたくさんの伝言手段への発信操作ができれば、職員さんの負担軽減になります。一元化も前川議員は提案をしていました。そのときの答弁は、防災行政無線の放送、エリアメール、忠岡メールは危機管理部局、ホームページやLINEは企画部局が行って一元化できていないという答弁でした。

それから1年たっております。進捗状況などございましたらお聞かせ願いたいのですが、よろしく願いいたします。

町長公室長（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室長（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線や一斉送信システムに加え、ホームページやLINEなど複数の媒体を組み合わせ発信を行うことで、より多くの住民の皆様に情報が届くよう努めております。それぞれの媒体の特性を生かし、複数の手段を併用することが確実性を高めるものと考えております。今後も情報発信の効率化については、他市町村の事例等を参考にしつつ、研究課題としてまいりたいと考えております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

研究していただけるということで、一刻も早く共通した情報を発信すること、それが早く正確なものが大切になってきますので、またご検討のほうよろしく願いいたします。

それから、次の②のところに入らせていただきます。通告書に入ります。

昨日の一般質問でも、自助、共助というワード、言葉がたくさん出てまいりましたが、地域防災力として自助と共助について本町ではどう考えられていますでしょうか、教えてください。

町長公室長（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室長（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

災害時における自助、共助の精神を高めることは非常に重要であると認識しております。特に7月の注意報が発令された津波に関しては、自助と共助によって多くの命が助かると言われております。自助においては、忠岡町総合防災マップの津波ハザードマップを活用し、ご自宅が津波浸水エリア内にいるのか、津波のメカニズムはどうなっているのかなど、事前に知っておくことで、被害は最小限に抑えることができます。

また、共助では自主防災組織等の地域コミュニティの存在が重要な役割を果たします。引き続き地域コミュニティによる共助の推進、各地域における避難訓練や出前講座等を実施することで、自助、共助の重要性をご認識いただけるよう取組に努めてまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。地域コミュニティによる避難訓練や出前講座などの実施が重要で、取組をされていくということで今お聞きしました。

今年1月末のふれあいホールでの防災講演会での講師の先生のお話では、防災訓練がお祭りのように、未来のある子どもたちを中心に日常的に1人でも多くの方が参加して、命が助かる行動がとれるような訓練が行えたら、それがとても理想的だとおっしゃってました。

私が特別支援学校のPTA会長をしていたときには、1年に1回全国大会があり、各支援学校での先進内容の発表、講演がありました。防災のテーマが多かったです。ただでさえ、特別支援学校に通う子は非日常に弱いです。それを日常に変える試みがたくさんありました。その中の写真展示には、ふだんから廊下の壁にヘルメットをかけているシーンが

ありました。日常にヘルメットが溶け込んでいました。支援学校に通う子たちは警報などの突発的な事態にうまく対応できず、驚いて走り出したり動けなくなったりする子もいるため、避難姿勢が日常の当たり前のものになるように根気よく先生方が繰り返し繰り返し教えておりました。訓練は大切だと実感しました。

また、1月の講演会の町民の方の質問で、災害時に共助ができるか不安に思うとおっしゃっていました。講師の答えは、まず自助でご自身が助かることが一番。同じように自助で助かった仲間がいれば、その仲間でもその方を助けるための共助ができますということでした。共助はもちろんですが、まず自らが助かることを最優先にさせていただきたいそうです。災害時における自助、共助の精神を高めることが重要ということで、私は違う観点から質問させていただきます。

防災士という資格がございます。過去の一般質問でも、前川議長ももちろんほかの議員さんも何度も質問されていると思います。防災士資格が必要だと思う理由は、自然のメカニズムから災害初期の動きが分かっている人が身近にいれば、防災への意識づけが強くなるということ。また、災害時には冷静な初期行動で、初期行動一つで助かる命も多くなるということです。

災害時ではパニックになりやすい状況です。防災のことが分かっている方が地域のリーダーとなっただけしたら、自助、共助を柱とした地域防災力の向上につながると思います。

以前、私が一般質問いたしましたAEDの使用講習が防災士の認証要件にも入っております。ぜひAED、心臓を押すやつですね。電気振動を与える分です、が利活用できる方を増やしていただきたい。

また、防災士の研修には2日以上、本の購入、試験対策のための勉強の時間と労力をかける必要があります。はっきり言って負担が大きいです。取得にかかる費用を多少なりとも負担していただけたら、受講してみたいという人が増えるのではないかと考えます。そこで、防災士の資格取得補助を行うべきと考えるので、そういうことについていかがお考えでしょうか。お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今ご指摘いただきました防災士につきましては、自助、共助、協働を原則とし、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを、日本防災士機構が認証した人を指します。地域防災力の向上につながると期待されております。

防災士の資格補助については、補助事業を行っている他団体もあります。今後、単純な資格取得補助ではなく、その方々にご活躍いただくことも含めて、効果的な方法を検討してまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。活躍してもらうためには、防災士をたくさん誕生させることが大切です。それには、費用の補助が有効な手段になると思います。防災士資格取得のための検証方法も検討していただけることも良い手だと思います。ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

また、町の財政には限りがあります。先ほどのことも、コスモキャストのこともあります。防災士のこともあります。コスト面が問題になっています。

それから、昨日も田辺議員の質問にもありました。また、ほかの議員の方からもありました。下水道の管渠の耐用年数の超過があるということ。埼玉県八潮市の道路陥没のようなことが突然起こり得ると思います。早急に、これからの世代のためにもインフラ整備などに予算を費すべきではないでしょうか。それを伝えさせていただきます。

そして、次の通告に移らせていただきます。3番目、小・中学校における避難所設営において、体育館のみならず校舎全体を活用する方策についてです。小・中学校の体育館が避難所になることが多いです。具体的に避難想定人数、避難所の数、要配慮者のための校舎の教室利用はできますでしょうか。お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

本町における避難所の数につきましては、想定避難者数に基づき、必要な規模を確保できるように指定避難所を設定しておりますが、災害の規模や被害状況、地域ごとの人口分布などにより、一部の指定避難所に避難者が集中することも考えられます。

昨年12月より小・中学校3校の施設管理者と、要配慮者や資機材の保管スペース等、避難所スペースの確保について、具体的な協議を進めているところでありますが、小・中学校は重要な避難拠点でございますので、今後も施設管理者と協議を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

避難所数の規模と人数は確保できているようですが、しかし、人道憲章と人道対応に関する最低基準であるスフィア基準に照らし合わせた場合は、まだまだ足りていないと言えます。避難者の集中なども考えて教室利用をお願いしたいと思っております。それから、避難所開設は、本町では職員さんがすることになっていますが、職員さん自身が被災されてしまって、すぐに駆けつけられない状況もあるかと思います。

そこで、大きな地震が発生したとき、誰でも学校の門を開けられる仕組み、学校の体育館を開けられる仕組みを整える考えはございませんか。そして、そこから避難所の運営を住民さんをお願いすることはできないでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご指摘の点につきまして、迅速な避難所開設には重要な課題でありますので、調査研究を進めております。鍵の管理など、地域の方も不安に感じておられることもありましたので、そういった点も考慮しながら施設管理者と協議を進め、対応を検討してまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

施設管理者というのは学校長のことでよろしいですかね。ぜひ協議を進めていただき、対応をお願いいたします。

追い質問としまして、ちょっとお聞きしたいことがありまして、避難所という観点から、20日の日ですね、内閣府は南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒発表時に、自治体が事前避難を求める住民数、全国で52万人超に上るという調査結果を正式に公表しました。本町ではそれに想定して、それには入っているのでしょうか。お教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

南海トラフ臨時情報に基づく巨大地震警戒が発令された場合の事前避難につきまして、実際に地震が起こってからの避難では、間に合わない地域に地震の予兆があった段階で避難を促すものです。

現時点において、忠岡町は事前避難の対象地域には含まれておりません。したがって、臨時情報が発令されても、一律の事前避難を想定はしておりませんが、国や府の動向を注視し、必要に応じて対応を検討してまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

今は一律の事前避難は想定されていないということですが、また必要であった場合には対応のほう、よろしくお願いいたします。

④の通告に入ります。検討チームのことですね。これは私自身、令和6年12月に一般質問いたしました。検討チームを立ち上げ、進めている避難行動、要支援者支援事業、個別避難計画の進捗状況について通告しました。が、昨日、田辺議員も質問されていて、支援が必要な方それぞれの個別避難計画作成について、来年度4月から運用開始を目指しているという答弁をお聞きしました。

そこで、私のあれですけれども、10年前に役場自治体から息子の要支援者登録の声かけがありました。それから10年たっております。運用開始に向けて要支援者643名にはどういった声かけをされていく予定でしょうか。よろしくお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

田辺議員のご質問に答弁させていただいたとおり、来年度4月からの運用開始を目指し準備を進めております個別避難計画の作成につきましては、福祉専門職や民生委員、児童委員などの方々を通じ、計画の作成と案内を行うことを検討しているところでございます。いずれにしても既に登録のある方に限らず、新しく対象者となられる方にも、漏れなく計画の作成の声かけが実施できる体制づくりに努めてまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

福祉専門職の方から声をかけていただけたということ、そして漏れなく皆さんに伝えていただけたということを確認できて安心いたしました。ぜひよろしく願いいたします。

それから、私の一般質問のときの答弁の中で、令和6年度に自治体でモデル事業を行ったということをお聞きしました。そのときどのようなことをされたのか、お教えてください。お願いします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

令和6年度は、南区自治振興協議会に対し、南区集会所において全5回にわたり、避難行動要支援者支援事業制度の説明や、個別避難計画の優先作成対象者の選定や避難先の候補などについての意見交換を実施しました。

また、内閣府の令和3年度個別避難計画作成モデル事業に選定されていた滋賀県高島市の職員が、実際にご自分がけがや障がいを持っておられる経験を持つピアサポーターに任命されておりましたので、内閣府より本町までピアサポーターとして派遣いただき、南区自治振興協議会や本町幹部職員、避難行動要支援者支援事業検討チームと意見交換を実施しております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

南区の集会所で全5回されて、ピアサポーターという方ですかね、来ていただけたということで、実のある意見交換会ができたと思います。ぜひまた、要支援者ではなく支援してくださるほうですね、地域との共助になりますので、支援者の方が、先日もおっしゃってましたけれども、責任というプレッシャーに負けないようにしていただきたいです。責任というよりも、自助で助かった方が共助としてチームとしてみんなで支えるというような形で、ぜひ多くの命を救っていただきたいと思います。

次の通告に移ります。最後⑤です。災害時における地元医師会、医療機関との協力連携、薬局薬剤師の参画活用として、現状、今何かされていることはあるのでしょうか。お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

災害時における地元医師会、医療関係機関との協力連携、薬局薬剤師の参画活用については、現在、泉大津市医師会と協定の締結に向けて協議中でございます。今年度中に締結ができる見込みとなっております。

協定締結後は、医師会から医療救護活動を行うための医療救護マニュアルの作成に向け協議を進めていくことになります。さらに、泉大津市医師会、泉大津薬剤師会、高石忠岡地区歯科医師会との連携に向け協議も進めていこうと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

すみません、ありがとうございます。今年中に締結の見込みということで、医療救助マニュアル作成のための共助をぜひよろしくお願いいたします。

それから、また質問としまして、薬剤師の活用として災害時に活躍する災害薬理コーディネーターというのがあります。災害時に災害医療の総合調整を行う方のことです。発災時に他都道府県からの支援の受入れ体制の整備を行う薬剤師が各市町村に配置されるということなんです。医療チームとして薬剤師の参画はどのようなものでしょうか、お教えてください。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

はい。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

基本的に医療救護班は、医師、看護師、薬剤師、それから医療関連物資の後方支援としてのロジスティックスの4人1組での活動が望ましいとされています。ただし、薬剤師等が参集できない場合は、最低でも医師と看護師の2名での活動になることも想定されております。今後、泉大津市医師会及び泉大津薬剤師会とも協議を進めてまいりたいと考えております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

医師、看護師2人、あるいは医師、看護師、薬剤師、もう1人、ロジスティックスという方が4人で1チームでしていただけるということを確認できました。

そこで、東日本大震災のときも薬剤師の存在が注目されました。避難所などで痛み止めのテープを貼ったところかぶれてしまうということがあったそうです。それは何かというとモーラステープ。ご存じでしょうか。一般名だとケトプロフェンテープあるいはパテルテープなのですが、肌に貼って直接日光に当たると光線過敏症という副作用が起きてしまいます。貼った患部をただ覆えばいいだけです。腕だったら長袖を羽織ればいいだけです。でも、それを知らない方はそのまま、暑かったりしたらそのまま日に当たってしまうと思います。そしてかぶれるということがあります。そういうことは薬剤師から分かることなので。

それと、またご自身の服用しているお薬の名前が分からないという問題が大震災のとき起きました。そのときお薬手帳の必要性が注目されました。毎日服用しないと命に関わる血圧降下剤、心臓のお薬、糖尿病薬、血をさらさらにするお薬などがあります。

そのほか、また災害時に薬不足にならないようにすることが地域での医療機関と薬局が連携し、災害時用に薬品の備蓄リストを整備するのがベストだと思います。地域の薬局がその備蓄リストを作れば、置いといていただけるということで安心だと思います。本町のほうはその備蓄リストのことについてどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。お願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（前川 和也議長）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご指摘の災害用医薬品の備蓄につきましては、医薬品の管理には専門的知識が求められ、温度管理や有効期限管理、医師薬剤師による適正仕様の確保などが必要であることから、自治体単独での備蓄は厳しい状況にあります。

今後は地域災害薬事コーディネーター等の専門的助言も得ながら、泉大津薬剤師会と連携し、災害時に必要な医薬品が円滑に確保できる体制の整備について検討してまいりたいと考えております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。ぜひ薬理コーディネーターの方や薬剤師会の方と連携をとって、町で安心して、備蓄のお薬をちゃんと薬局で置いておいていただくようにしてください。

お薬関連の質問を続けさせていただきます。通告書として2番目ですね。地域医療の充実についてです。特定の地域において、医療機関、保健薬局、保健所などの合意に基づき、推奨する医薬品のリスト、フォーミュラリー。フォーミュラリーというのは、主に医療分野で使われる言葉です。特定の医薬品リストや使用指針のことを言います。一言で言うと標準化した医薬品リストで、薬物治療を推進することになります。お薬でも今は先発品、後発品というのがありまして、後発品でもいろんな種類があります。

それを選抜して、地域ではこのお薬に決めたというふうな形で、余分なお薬を持たないというような、地域フォーミュラリーという目的になります。真の目的は標準的な薬物治療の推進です。

そして、余計なお薬を持たないということで、薬剤費の削減にもなります。そして、地域フォーミュラリーのメリットが幾つかあります。国や自治体、保険者にメリットがあります。

先ほどお話しさせてもらいました災害対策としての災害用の流通備蓄医薬品、それを必要な備蓄医薬品リストとして、町を含めた地域でちゃんと置いとくということができるようになります。発災時に流通備蓄医薬品を十分に活用して、医療の質の維持を保ち、何よりも医療費を削減していくという、地域フォーミュラリーという標準化した医薬品リストのことがあります。必要な備蓄医薬品リストを整備することが地域フォーミュラリーになるのですが、こちらの忠岡町の現状はいかがでしょうか、お教えてください。お願いいたします。

健康福祉部次長兼保険課長（大谷 貴利次長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部次長兼保険課長（大谷 貴利次長）

地域フォーミュラリーの作成主体は、地域の医療機関の医師や薬剤師、薬局の薬剤師や地域医療を担う関係者から成る組織において、地域の医師会や薬剤師会等の関係団体の協力、協働、合議のもとで対応されるものと認識しております。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。フォーミュラリーという言葉は私もなかなかしっくり、皆さんもちよとしっくりとしにくいと思うんですが、政府が発出したフォーミュラリーの運用に関する基本的な考えは、医療機関や地域医療関係者が協力する必要がある。でも、作成確定には、医師会、薬剤師会の協力が必要です。行政機関や保険者の関与も検討することが重要であるとなっています。

作成過程には、忠岡町には公立病院がありません。単独では動きにくくて、泉大津急性期メディカルセンターや泉大津市との連携が必要になるかと思います。そのときに忠岡町の協力も必要になります。積極的な介入はしていただけますでしょうか。お願いいたします。

健康福祉部次長兼保険課長（大谷 貴利次長）

議長。

議長（前川 和也議長）

大谷次長。

健康福祉部次長兼保険課長（大谷 貴利次長）

本町においてはフォーミュラリーの体制が構築されていないため、推奨する医薬品のリストはございませんが、本町を所管する医師会が、泉大津市医師会、薬剤師会が泉大津薬剤師会、歯科医師会が高石忠岡地区歯科医師会というように、行政機関が泉大津市や高石市もまたがることから、これら3師会に係る事業の検討を実施する際には、おののの行政機関との調整もとても重要であると認識しておりますので、引き続き国や府の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。特定の地域において、医療機関や保険薬局、保健所などの合意に基づいて推奨する医薬品リスト、フォーミュラリーの作成に、地域での構築が必要になります。

こちらの先進事例は、八尾市の薬剤師会でモデル事業を展開しています。2021年1月第1号の地域フォーミュラリー運用は、インフルエンザ治療薬タミフルの後発品だったそうです。また参考にしていただきたいと思います。

次の通告に移ります。学校薬剤師についてです。

①学校薬剤師の業務として、学校内での園児、児童生徒の学校生活が常に快適な環境、照明などです、の検査を行い、園長や学校長に助言を行っています。その中で、給食検査に給食室の冷蔵庫の水漏れや、米飯食器の老朽化が見られていました。改善のほうはいかがだったでしょうか、お教えてください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

学校薬剤師は、学校が快適で安全な環境であるように、学校の環境衛生の維持管理に関する指導、助言や、喫煙、飲酒、薬物乱用防止、教育、薬の正しい使い方の指導、健康診断、保健指導などさまざまな分野において、子どもたちの安心安全に携わっていただき、感謝申し上げる次第でございます。

冷蔵庫の水漏れ等につきましては、現在、修理させていただいているところでございます。また、米飯食器につきましては、老朽化等を踏まえ、毎年度、一定数を計画的に購入し、順次入れ替え等を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。備品の修繕や米飯食器の順次入れ替えを行っていただけるということで、ありがとうございます。学校薬剤師における指導があって、改善ができていますことだとも思います。

さらに、子どもたちの環境をよくして、おいしい給食をつくってもらうためにも、給食室の環境改善や、照明のLED化や、老朽化している校舎の改修。また、先ほども小島議員のお話の中でありました文化会館、40年経過している文化会館のハード面のこと、またハード面を改修していただきたいと思っております。そういうことには費用がかかります。そこに予算を充てていただき、子どもの環境をよくしていくべきだと思います。

ですが、本町の財政には限りがあります。教育費の優先順位を決めて進めていただきたいと思います。そこで町長、いかがでしょうか。教育費、子どもたちのため、また文化会館、ハード面、そちらのほうに予算を充てていただけますでしょうか。お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

学校給食だけでなく、様々な教育施設の整備ですね。改修や整備というものは、計画的に進めていかなければならないというふうに考えております。

また、先ほどからご指摘いただきました冷蔵庫の水漏れと、給食の食器の老朽化したものの更新といったことも、適宜これはしなければいけないことですので、きっちりと行ってまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

町長、どうもありがとうございます。ぜひ進めていってください。よろしくお願いいたします。

そして、次②なのですが、学校薬剤師の報酬は大阪府下でも少ないほうだと私は思っていたのですが、そうではなかったみたいなのですが、あわせて、本町の学校医、学校歯科医も含めて、これらの報酬のあり方を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

学校薬剤師の報酬額につきましては、近隣市の状況を見ましても、本町の報酬額が特に低いというような状況ではないことから、現時点での学校薬剤師の報酬額を見直す予定はございませんが、引き続き近隣市の状況や学校保健関係の取組等については、引き続き注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

報酬額を見直す予定はないということですが、なぜ質問したかといいますと、学校薬剤

師と学校医の先生の報酬が横並びになってしまっているそうなのです。学校医の先生方も、医療関係の経営が今、物価高騰で大変だということを、私が3師会の要望に薬剤師議員として参加させてもらったことがあるんです。そのときにおっしゃってました。

もろに物価高騰のあおりを受けているということです。ぜひ、これから先生方も大変な思いをされているので、これからの学校医の担い手のためにも、金額アップをよろしくお願いいたします。そして、町の財政は限られていて、優先順位が難しいかもしれませんが、また検討をよろしくお願いいたします。

次、最後に、地元人手不足解消と多様な働き方の対応について質問させていただきます。人口減少が進む中、働き方が変わってきています。今は人手不足が顕在化し、特に仕事がなくスキマバイトが一般的になってきました。

スキマバイト市場は、その手軽さからヤミバイトが紛れているケースがあります。怖さがあります。なので、自治体側から求人広告を手がける会社と連携するツールも出てきているので、本町ではどう考えるか、教えていただきたいと思います。2つに分けて質問させていただく予定だったのですが、まとめて申し訳ないですが、答弁のほう、よろしくお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

地元の人手不足解消と多様な働き方への対応についてのご質問についてご答弁させていただきます。

本町では、ハローワークや商工会、近隣市町と連携して面接会やセミナーなどを開催し、住民の皆様の雇用確保や就労支援に取り組んでいるところでございます。

近年、働き方の多様化が進む中、短期、短時間のアルバイトを募集、応募可能であるスキマバイトアプリに一定の需要があるということは承知しております。

今後についても調査研究を進めてまいります。このことについて、広域的な手法がないのかというようなご質問だったと思いますので、それについてもご答弁させていただきます。

広域的な連携が可能かというご質問です。こちらについては、本町といたしましては、現在、隙間時間を活用した町内就労を支援する仕組みづくりを独自に進める予定はございません。しかしながら、関連企業や近隣市町から連携について具体的な提案があった際には、庁内で可否を検討し調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

すみません。どうもありがとうございます。まとめて答弁していただきありがとうございます。私が今回のスキマバイトについて質問した中で、1つ、泉佐野市で自治会、公式でのスキマバイト、マッチボックスがあるというアプリがあるということをちょっと伝えたいと思って質問させていただきました。

泉佐野市では、泉佐野の地元のほうでは企業数に限りがあってスケールが小さいそうなんですけれども、高齢者の方や女性の方、スキマバイトを使うのがちょっと怖い、闇バイトもあるかもしれない。怖いし遠いところ、大阪市とか堺市まで行かなければならない。そう思ったら、近く地元でできるものが一番いいかということで、地元のほうでマッチボックスというアプリを使っております。

その先進の事例があるということで、私たち泉州地域のほうで広域で使えないかということで話が出ております。また費用も、初年度は700万円、2年目は400万円、3年目は300万円、4年以降は無料と自治体の持ち出しはここまでで、デジタル庁のデジタル化補助金カタログに掲載されていて、国費が半分出るそうです。自治体の負担は上記の半分、実質は3年間で700万円使い切りとなっています。年で申し込めばさらにお安くなると聞いております。それを展開し、広域で活用してみてもということです。

また、具体的な提案があった際は、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。勝手なことを言って申し訳ないですけど、ちょっと一言いただけますでしょうか。お願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（前川 和也議長）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

先ほどのご質問のご回答と重複しますが、そのような広域的な近隣市町でのご相談等がございましたら、調査研究を進めて積極的に研究してまいります。

以上でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

どうもありがとうございました。これで、町のためにまた頑張ってまいりますので、甚だあれですけど、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。失礼いたします。

議長（前川 和也議長）

これをもちまして一般質問を終わります。

議長（前川 和也議長）

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。

次回の会議は、明日 9 月 5 日、金曜日の午前 10 時より開きます。お疲れさまでした。

（「午後 3 時 10 分」散会）